平成21年度市 税 概 要

寝屋川市

目 次

1	浸	
1	1 市の概要	1
2	2 市の沿革	1
3	3 人口・世帯	2
	図1 人口の推移	2
	図 2 世帯数の推移	2
П	財政	
1	1 平成20年度一般会計予算並びに決算額 —————	3
	図3 平成20年度一般会計歳入・歳出決算額の構成 ――	4
	図4 一般会計歳入総額に占める市税収入の割合 —————	5
2	2 一般会計歳入予算額年度別比較 ————————————————————————————————————	6
3	3 一般会計歳入決算額年度別比較 ———————————	6
4	4 一般会計歳出予算額年度別比較 ————————————	7
5	5 一般会計歳出決算額年度別比較 —————————	7
Ш	市税総括	
1	1 市税収入等の年度別比較	8
	図 5 市税調定額及び収入額の推移 ——————	8
2	2 市税調定額及び収入額の年度別比較 ——————	9
	図 6 市税調定額の構成 ————————————————————————————————————	10
3	3 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額 —————	11
IV	市民税	
1	1 個人市民税	12
	(1) 納税義務者数の年度別比較	12
	図7 平成20年度納税義務者数及び調定額の構成 ———	12
	(2) 給与に係る特別徴収義務者数の年度別比較 ————	13
	(3) 調定額の年度別比較	13
	(4) 納税義務者1人あたり調定額の年度別比較 ————	13
	(5) 所得者別市民税負担額の年度別比較 —————	14
	(6) 所得者(所得割を納める者)別所得金額等の年度別比較	15
	(7) 平成21年度課税標準段階別総所得金額及び所得割額 -	16
	図8 平成21年度課税標準段階別所得割額等の構成 ――	17

	2 法人市民税 ————————————————————————————————————	18
	(1) 法人数の年度別比較	18
	図 9 資本金別法人数の推移	18
	図10 分類(分割・単独)別法人数の推移 ————————	18
	(2) 平成20年度決算期別法人数 ————————————————————————————————————	19
	(3) 平成20年度申告法人の内訳	19
	(4) 平成20年度月別調定額 ————————————————————————————————————	20
	(5) 月別調定額の年度別比較	20
	(6) 平成20年度業種別調定額の構成	21
	図11 平成20年度主要業種別法人数及び調定額の構成 ————	21
	(7) 業種別調定額の年度別比較	22
V	固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税	
	1 固定資産税 ————————————————————————————————————	23
	(1) 納税義務者数の年度別比較	23
	図12 納税義務者数の推移	23
	(2) 調定額の年度別比較	24
	図13 調定額の推移	24
	(3) 土地	25
	図14 地目別評価面積の割合	26
	(4) 家屋	27
	図15 平成21年度家屋床面積の増減	29
	(5) 償却資産	30
	(6) 交付金・納付金	30
	2 都市計画税 ————————————————————————————————————	31
	(1) 調定額等の年度別比較	31
	図16 納税義務者数及び調定額の推移 ——————————	31
	3 特別土地保有税 ————————————————————————————————————	32
	(1) 一般分	32
VI	軽自動車税、市たばこ税及び入湯税	
	1 軽自動車税 ————————————————————————————————————	33
	(1) 平成21年度車種別課税台数及び調定額—————	33
	図17 平成21年度主要車種別課税台数及び調定額の構成 ―――	33
	(2) 車種別課税台数及び調定額の年度別比較 —————	

2	2 市たばこ税	35
	(1) 調定額等の年度別比較	35
	(2) 月別消費本数の年度別比較	35
5	3 入湯税	36
	(1) 月別調定額等の年度別比較	
VII	地方譲与税及び府交付金等	
1	1 地方譲与税	37
	(1) 自動車重量譲与税 ————————————————————————————————————	37
	(2) 地方道路譲与税 ————————————————————————————————————	37
	(3) 所得譲与税	37
2	2 府交付金等 ————————————————————————————————————	38
	(1) 利子割交付金 ————————————————————————————————————	38
	(2) 配当割交付金	38
	(3) 株式等譲渡所得割交付金	38
	(4) 地方消費税交付金 ————————————————————————————————————	38
	(5) 自動車取得税交付金 ————————————————————————————————————	38
	(6) 府民税徴収委託金 ————————————————————————————————————	38
VIII	徴収	
	図18 徴収率の推移	39
1	1 歳出還付状況の年度別比較	40
2	2 前納報奨金交付額の年度別比較	40
	図19 前納報奨金交付額及び交付件数の推移 —————	40
IX	その他	
1	1 寝屋川市行政機構図 ————————————————————————————————————	41
2	2 税務機構及び事務分掌	43
3	3 税務職員の年齢及び経験年数等	44
4	4 税務職員の手当	45
5	5 税務証明 ————————————————————————————————————	46
	(1) 税務に関する各種証明書	46
	2) 手数料収入額	47
6	6 徴税費の年度別比較	48
*	税率の変遷	
	市民税の税歴	49
	諸税の税歴	65

Ⅰ 寝屋川市の概要

1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 kmの距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海抜約50mです。平坦地帯は主として沖積層からなる海抜2~3mの平地です。

○ 市の広さ

面積 24.73 km 東西 6.89 km 南北 7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部(旧北河内郡)は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として 農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿 の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治22年に町村制が施行され、市域に九個荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和18年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の1町3村をもって寝屋川町となり、昭和26年5月には人口約3万人で府内16番目の市として誕生しました。

こうした中で、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和36年には水本村と合併、その後昭和40年代にかけて大阪都市圏のベッドタウンとして年間に2万人という爆発的な人口増が続くなど、かつては肥よくな田園地帯で豊かな緑と水に恵まれた自然の風土はだんだんと少なくなり住宅や工場が立ち並ぶ過密都市としての様相が強く現れてきましたが、昭和50年代に入るとその傾向もややおさまり、人口約25万人の都市となりました。その後、急激な人口増加はとまり、ほぼ24万人で安定し、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、こうしたなか、平成13年には、特例市に昇格すると共に市制施行50周年を迎えました。

3 人 口・世 帯 (各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口	世帯数	一世帯あた りの人口	1平方*□あた りの人口密度		平成16年を 100とした 場合の人
	(人)	(世帯)	(人)	(人)	(%)	口指数
17年	248,318	102,658	2.42	10,041	99.4	100.0
18年	246,132	102,873	2.39	9,953	99.1	99.1
19年	244,914	103,654	2.36	9,904	99.5	98.6
20年	243,695	104,218	2.34	9,854	99.5	98.1
21年	243,401	105,184	2.31	9,842	99.9	98.0

図1 人口の推移

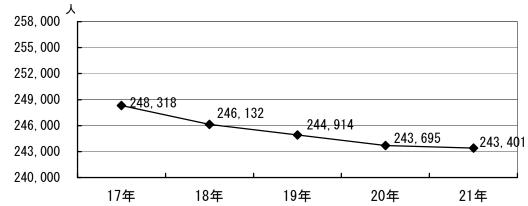
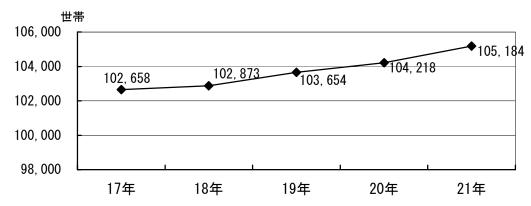


図2 世帯数の推移



Ⅱ 財政

1 平成20年度一般会計予算並びに決算額

(1)歳入 (単位:千円、%)

				<u> </u>	<u>:十円、%)</u>
款別		予 算 額	決 算 額	対予算比率	決算額構成比
市	税	30, 434, 069	29, 886, 868	98. 2	41. 7
市民	税	14, 309, 219	14, 137, 378	98. 8	19. 7
固定資	産 税	11, 591, 512	11, 494, 112	99. 2	16.0
軽 自 動	」車 税	180, 972	179, 091	99. 0	0. 3
市たは	こ税	1, 432, 845	1, 475, 887	103. 0	2. 1
特別土地		294, 150	0	0. 0	0. 0
入 湯	锐	8, 358	7, 659	91. 6	0.0
	- 画 税	2, 617, 013	2, 592, 741	99. 1	3. 6
	与 税	423, 000	437, 002	103. 3	0. 6
利 子 割 交	付 金	377, 000	200, 148	53. 1	0. 3
配当割交	付 金	279, 000	78, 756	28. 2	0. 1
株式等譲渡所得割		122, 000	27, 897	22. 9	0.0
地方消費税交		2, 024, 000	1, 906, 699	94. 2	2. 7
自動車取得税		330, 000	362, 984	110. 0	0. 5
	付 金	391, 364	462, 928	118. 3	0. 6
	寸 税	9, 380, 010	9, 383, 644	100. 0	13. 1
交通安全対策特別		46, 000	39, 831	86. 6	0. 1
分担金及び負		1, 033, 413	988, 377	95. 6	1.4
使用料及び手		879, 681	781, 616	88. 9	1.1
	出 金	16, 191, 619	13, 060, 690	80. 7	18. 2
府 支 出	金	4, 556, 323	4, 380, 095	96. 1	6. 1
財 産 収	入	586, 712	481, 343	82. 0	0. 7
寄 附	金	3, 087	1, 433	46. 4	0.0
繰 入	金	922, 292	520, 115	56. 4	0. 7
繰越	金	299, 087	299, 087	100. 0	0. 4
諸 収	入	3, 199, 434	3, 167, 315	99. 0	4. 4
市	債	5, 932, 700	5, 261, 900	88. 7	7. 3
計		77, 410, 791	71, 728, 728	92. 7	100. 0

(2)歳 出 (単位:千円、%)

	款	別		予 算 額	決 算 額	対予算比率	決算額構成比
議	会		費	565, 213	556, 723	98. 5	0.8
総	矜	i	費	12, 135, 517	9, 348, 905	77. 0	13. 1
民	生		費	30, 559, 783	29, 213, 038	95. 6	41.0
衛	生		費	4, 312, 754	4, 087, 486	94. 8	5. 7
産	業経	済	費	271, 707	225, 135	82. 9	0. 3
土	木		費	8, 235, 891	7, 064, 248	85. 8	9. 9
消	防	ī	費	3, 161, 584	3, 156, 741	99. 8	4. 4
教	育		費	6, 789, 097	6, 510, 986	95. 9	9. 1
災	害復	[旧	費	50	0	0. 0	0.0
公	債	į	費	7, 476, 027	7, 342, 440	98. 2	10. 3
諸	支	出	金	3, 868, 756	3, 867, 388	100. 0	5. 4
予	備	i	費	34, 412	0	0. 0	0.0
	計	-	Ü	77, 410, 791	71, 373, 090	92. 2	100. 0

図3 平成20年度一般会計歳入・歳出決算額の構成

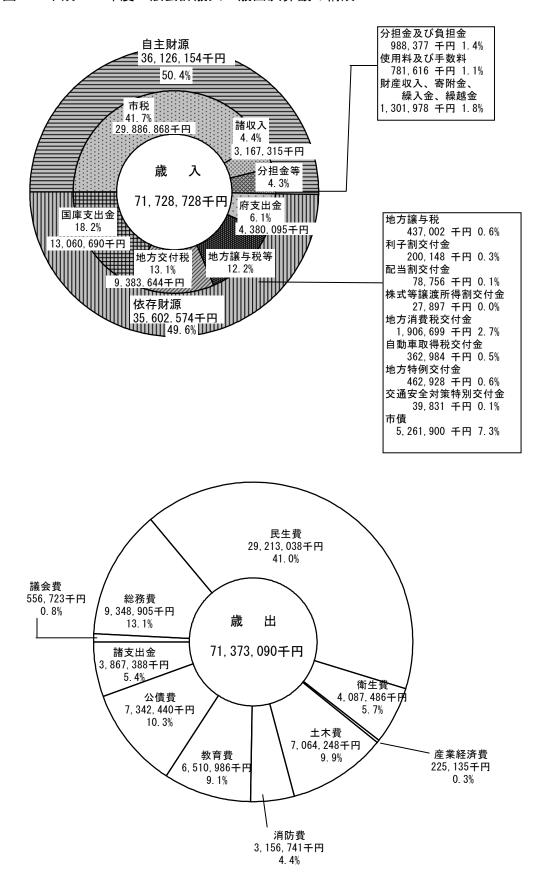
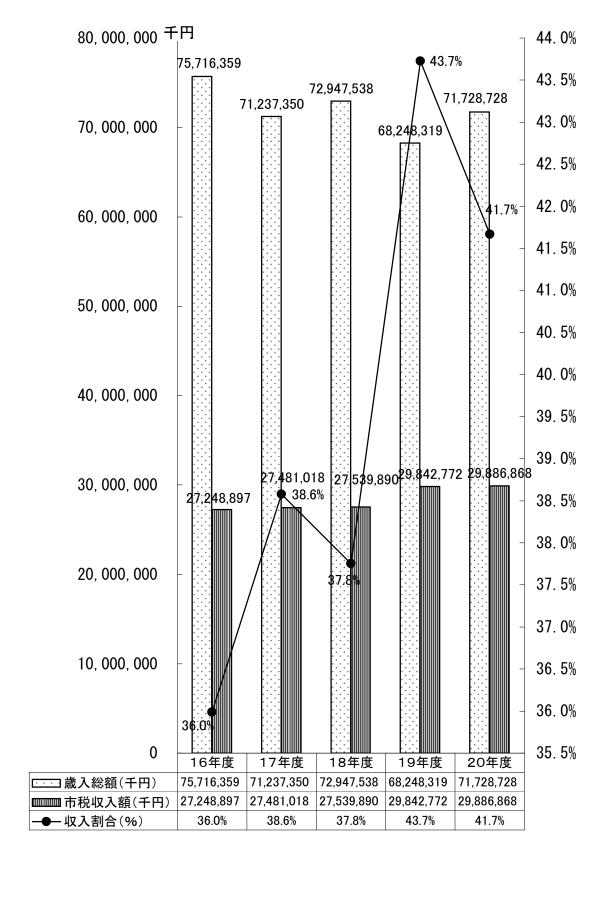


図4 一般会計歳入総額に占める市税収入の割合



2 一般会計歳入予算額年度別比較

(単位:千円、%)

年度	18	年 度	19	年 度	20	<u>+ は・ + 1、 / 6/</u> 年 度
款別	予算額	前年比 構成比	予 算 額	前年比 構成比	予算額	前年比 構成比
市税	28, 565, 834	103. 4 37. 8	30, 108, 155	105. 4 42. 7	30, 434, 069	101. 1 39. 3
地 方 譲 与 税	2, 193, 000	160.8 2.9	492, 000	22. 4 0. 7	423, 000	86. 0 0. 5
利 子 割 交 付 金	175, 322	74. 3 0. 2	228, 000	130. 0 0. 3	377, 000	165. 4 0. 5
配当割交付金	99, 000	100.0 0.1	128, 000	129. 3 0. 2	279, 000	218. 0 0. 4
株式等譲渡所得割交付金	63, 000	100. 0 0. 1	98, 000	155. 6 0. 1	122, 000	124. 5 0. 2
地方消費税交付金	2, 133, 057	101.9 2.8	2, 407, 000	112. 8 3. 4	2, 024, 000	84. 1 2. 6
自動車取得税交付金	498, 018	106. 0 0. 6	497, 000	99. 8 0. 7	330, 000	66. 4 0. 4
地方特例交付金	762, 778	79. 2 1. 0	193, 223	25. 3 0. 3	391, 364	202. 5 0. 5
地 方 交 付 税	9, 714, 242	89. 5 12. 8	9, 468, 945	97. 5 13. 4	9, 380, 010	99. 1 12. 1
交通安全対策特別交付金	46, 000	100.0 0.1	46, 000	100. 0 0. 1	46, 000	100. 0 0. 1
分担金及び負担金	986, 666	109. 5 1. 3	999, 377	101.3 1.4	1, 033, 413	103. 4 1. 3
使用料及び手数料	738, 340	66.4 1.0	860, 511	116. 5 1. 2	879, 681	102. 2 1. 1
国庫支出金	12, 768, 584	114. 8 16. 9	10, 844, 650	84. 9 15. 4	16, 191, 619	149. 3 20. 9
府 支 出 金	3, 980, 123	125. 7 5. 3	4, 423, 358	111. 1 6. 3	4, 556, 323	103. 0 5. 9
財 産 収 入	110, 886	281. 0 0. 1	40, 299	36. 3 0. 0	586, 712	1, 455. 9 0. 8
寄 附 金	3, 363	21.9 0.0	10, 835	322. 2 0. 0	3, 087	28. 5 0. 0
繰 入 金	806, 903	116. 0 1. 1	1, 315, 064	163. 0 1. 9	922, 292	70. 1 1. 2
繰 越 金	8, 294	13. 9 0. 0	136, 048	1, 640. 3 0. 2	299, 087	219. 8 0. 4
諸 収 入	4, 319, 957	79. 4 5. 7	3, 085, 010	71. 4 4. 4	3, 199, 434	103. 7 4. 1
市 債	7, 704, 400	110.0 10.2	5, 138, 800	66. 7 7. 3	5, 932, 700	115. 4 7. 7
計	75, 677, 767	103. 2 100. 0	70, 520, 275	93. 2 100. 0	77, 410, 791	109. 8 100. 0

3 一般会計歲入決算額年度別比較

(単位:千円、%)

年度	18	年 度	19	年 度	20	年 度
款別	決 算 額	前年比 構成比	決 算 額	前年比 構成比	決 算 額	前年比 構成比
市税	27, 539, 890	100. 2 37. 8	29, 842, 772	108. 4 43. 7	29, 886, 868	100. 1 41. 7
地方譲与税	2, 143, 344	157. 1 3. 0	452, 726	21. 1 0. 7	437, 002	96. 5 0. 6
利 子 割 交 付 金	175, 322	74. 3 0. 2	226, 725	129. 3 0. 3	200, 148	88. 3 0. 3
配当割交付金	181, 630	141. 5 0. 2	200, 664	110. 5 0. 3	78, 756	39. 2 0. 1
株式等譲渡所得割交付金	142, 210	89. 9 0. 2	122, 392	86. 1 0. 2	27, 897	22. 8 0. 0
地方消費税交付金	2, 133, 057	102. 1 2. 9	2, 061, 528	96. 6 3. 0	1, 906, 699	92. 5 2. 7
自動車取得税交付金	458, 700	94. 2 0. 6	389, 851	85. 0 0. 6	362, 984	93. 1 0. 5
地方特例交付金	762, 778	79. 2 1. 1	193, 223	25. 3 0. 3	462, 928	239. 6 0. 6
地 方 交 付 税	9, 714, 242	89. 5 13. 3	9, 476, 502	97. 6 13. 9	9, 383, 644	99. 0 13. 1
交通安全対策特別交付金	46, 435	104. 0 0. 1	44, 626	96. 1 0. 1	39, 831	89. 3 0. 1
分担金及び負担金	956, 239	104. 1 1. 3	968, 647	101.3 1.4	988, 377	102. 0 1. 4
使用料及び手数料	699, 492	66. 7 1. 0	875, 607	125. 2 1. 3	781, 616	89. 3 1. 1
国庫支出金	12, 482, 098	120. 9 17. 1	10, 289, 631	82. 4 15. 1	13, 060, 690	126. 9 18. 2
府 支 出 金	3, 718, 181	106. 5 5. 1	4, 265, 634	114. 7 6. 2	4, 380, 095	102. 7 6. 1
財 産 収 入	181, 970	428. 1 0. 2	50, 651	27. 8 0. 1	481, 343	950. 3 0. 7
寄 附 金	1, 212	8. 5 0. 0	11, 876	979. 9 0. 0	1, 433	12. 1 0. 0
繰 入 金	231, 148	80. 6 0. 3	600, 083	259. 6 0. 9	520, 115	86. 7 0. 7
繰 越 金	8, 294	13. 9 0. 0	136, 048	1, 640. 3 0. 2	299, 087	219. 8 0. 4
諸 収 入	4, 377, 696	81.4 6.0	3, 173, 733	72. 5 4. 6	3, 167, 315	99. 8 4. 4
市 債	6, 993, 600	119.1 9.6	4, 865, 400	69. 6 7. 1	5, 261, 900	108. 1 7. 3
計	72, 947, 538	102. 4 100. 0	68, 248, 319	93. 6 100. 0	71, 728, 728	105. 1 100. 0

4 一般会計歳出予算額年度別比較

(単位:千円、%)

年度			年	度		18		年 月	叓	1	9	年 月			20	 年	隻
款別				/	予	算	額	前年比	構成比	予算	額	前年比	構成比	予算	算 額	前年比	構成比
議		会		費		558,	613	98. 9	0. 7	574	1, 956	102. 9	0.8	56	55, 213	98. 3	0. 7
総		務		費	7,	698,	323	90. 4	10. 2	7, 526	6, 034	97. 8	10. 7	12, 13	85, 517	161. 2	15. 7
民		生		費	28,	228,	149	103. 9	37. 3	28, 806	6, 463	102. 0	40. 9	30, 55	59, 783	106. 1	39. 5
衛		生		費	5,	521,	861	86. 4	7. 3	5, 148	3, 781	93. 2	7. 3	4, 31	2, 754	83. 8	5. 6
産	業	経	済	費		283,	025	65. 7	0. 4	260), 325	92. 0	0. 4	27	1, 707	104. 4	0. 3
土		木	***************************************	費	13,	668,	307	119. 9	18. 1	8, 564	1, 293	62. 7	12. 1	8, 23	<u>85, 891</u>	96. 2	10. 6
消		防		費	3,	210,	130	99. 8	4. 2	3, 323	3, 015	103. 5	4. 7	3, 16	31, 584	95. 1	4. 1
教		育		費	6,	756,	014	106. 7	8. 9	6, 13	5, 493	90. 8	8. 7	6, 78	89, 097	110. 7	8.8
災	害	復	旧	費			50	100. 0	0. 0		50	100.0	0. 0		50	100.0	0.0
公		債		費	6,	674,	370	101. 0	8. 8	7, 29	1 , 188	109. 3	10. 3	7, 47	6, 027	102. 5	9. 7
諸	支		出	金	2,	899,	264	115. 4	3. 8	2, 82	1, 349	97. 4	4. 0	3, 86	88, 756	137. 0	5. 0
予		備		費		59,	408	75. 0	0. 1	62	2, 328	104. 9	0. 1	3	84, 412	55. 2	0.0
繰	上	充	用	金		120,	253	89. 8	0. 2		0	0.0	0.0		0	0.0	0.0
		計			75,	677,	767	103. 2	100. 0	70, 520), 275	93. 2	100.0	77, 41	0, 791	109.8	100.0

5 一般会計歳出決算額年度別比較

(単位:千円、%)

		_	年	度		18		年 5	支		19		年	度		20		年 月	支
款別	IJ				決	算	額	前年比	構成比	決	算	額	前年比	構成比	決	算	額	前年比	構成比
議		会		費		551,	334	98. 9	0.8	Ę	555,	899	100.8	0.8		556,	723	100. 1	0.8
総		務		費	7,	465,	184	90. 3	10. 2	7, 3	313,	599	98. 0	10.8	9,	348,	905	127. 8	13. 1
民		生		費	26,	855,	480	102. 3	36. 9	27, 9	944,	268	104. 1	41. 1	29,	213,	038	104. 5	41.0
衛		生		費	5,	312,	899	86. 0	7. 3	4, 9	934,	003	92. 9	7. 3	4,	087,	486	82. 8	5. 7
産	業	経	済	費		257,	504	62. 4	0. 3	2	249,	477	96. 9	0. 4		225,	135	90. 2	0. 3
土		木		費	13,	116,	995	117. 7	18. 0	7, 7	727,	846	58. 9	11. 4	7,	064,	248	91. 4	9. 9
消		防		費	3,	202,	705	99. 8	4. 4	3, 3	320,	536	103. 7	4. 9	3,	156,	741	95. 1	4. 4
教		育		費	6,	476,	779	104. 8	8. 9	5, 8	359,	546	90. 5	8. 6	6,	510,	986	111.1	9. 1
公		債		費	6,	555,	134	100. 9	9. 0	7, 2	221,	930	110. 2	10. 6	7,	342,	440	101. 7	10. 3
諸	支		出	金	2,	897,	223	115. 4	4. 0	2, 8	322,	128	97. 4	4. 1	3,	867,	388	137. 0	5. 4
繰	上	充	用	金		120,	253	89. 8	0. 2			0	0.0	0.0			0	0.0	0.0
		計			72,	811,	490	102. 0	100. 0	67, 9	949,	232	93. 3	100.0	71,	373,	090	105. 0	100.0

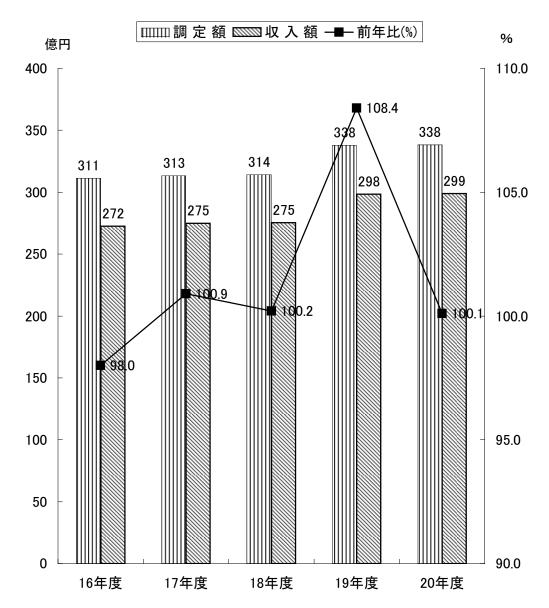
Ⅲ 市税総括

1 市税収入等の年度別比較

(単位:千円、%)

区分	予 算 額		調定額		収入額	
年度)), ii,	前年比		前年比	N V II	前年比
16	28, 367, 173	98. 3	31, 142, 541	98. 3	27, 248, 897	98. 0
17	27, 620, 067	97. 4	31, 336, 371	100. 6	27, 481, 018	100. 9
18	28, 565, 834	103. 4	31, 423, 793	100. 3	27, 539, 890	100. 2
19	30, 108, 155	105. 4	33, 784, 643	107. 5	29, 842, 772	108. 4
20	30, 434, 069	101. 1	33, 824, 808	100. 1	29, 886, 868	100. 1

図5 市税調定額及び収入額の推移

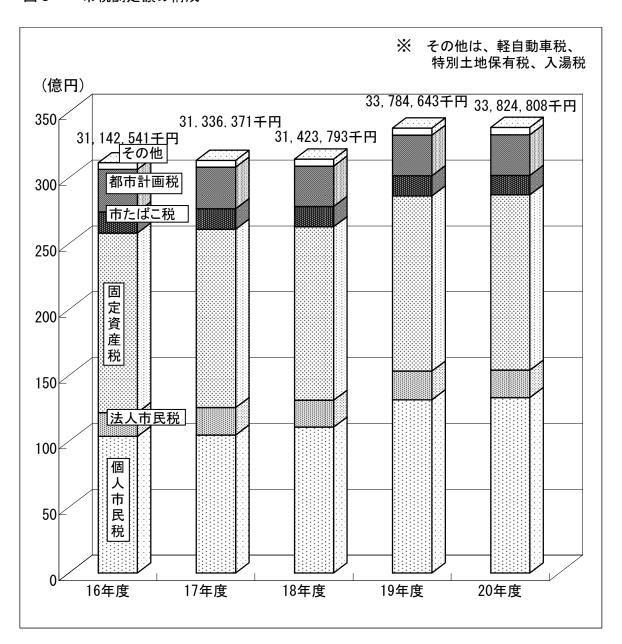


2 市税調定額及び収入額の年度別比較

(単位:千円、%)

			年	J	变	1 8	年 度		1 9	年 度		2 0	、 	. %)
	税	目		\		調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
				3	現年	10, 252, 514	9, 969, 737	97. 2	12, 321, 393	11, 905, 627	96. 6	12, 392, 502	11, 913, 983	96. 1
	個	固	人	;	滞繰	819, 871	140, 814	17. 2	824, 395	153, 429	18. 6	927, 746	185, 161	20. 0
市					計	11, 072, 385	10, 110, 551	91. 3	13, 145, 788	12, 059, 056	91. 7	13, 320, 248	12, 099, 144	90. 8
民				3	現年	2, 022, 950	2, 017, 088	99. 7	2, 170, 010	2, 154, 156	99. 3	2, 059, 731	2, 033, 306	98. 7
税	污	Ł	人	;	帯繰	20, 684	9, 957	48. 1	8, 193	2, 961	36. 1	18, 599	4, 928	26. 5
					計	2, 043, 634	2, 027, 045	99. 2	2, 178, 203	2, 157, 117	99. 0	2, 078, 330	2, 038, 234	98. 1
			計			13, 116, 019	12, 137, 596	92. 5	15, 323, 991	14, 216, 173	92. 8	15, 398, 578	14, 137, 378	91.8
				3	現年	11, 023, 778	10, 726, 342	97. 3	11, 180, 609	10, 866, 725	97. 2	11, 287, 847	11, 016, 714	97. 6
固	純固	定	資産	税	滞繰	1, 866, 654	166, 810	8. 9	1, 850, 551	218, 179	11.8	1, 774, 613	219, 583	12. 4
定資産					計	12, 890, 432	10, 893, 152	84. 5	13, 031, 160	11, 084, 904	85. 1	13, 062, 460	11, 236, 297	86. 0
税	交	(納)付:	金 :	現年	280, 782	280, 782	100. 0	271, 831	271, 831	100.0	257, 815	257, 815	100. 0
			計			13, 171, 214	11, 173, 934	84. 8	13, 302, 991	11, 356, 735	85. 4	13, 320, 275	11, 494, 112	86. 3
				3	現年	180, 407	161, 610	89. 6	184, 836	168, 008	90. 9	189, 789	173, 704	91.5
軽	自	動	車	税	滞繰	59, 402	5, 258	8. 9	63, 551	5, 713	9. 0	65, 444	5, 387	8. 2
					計	239, 809	166, 868	69. 6	248, 387	173, 721	69. 9	255, 233	179, 091	70. 2
市	<i>†</i> =	ば	5 ج	税	現年	1, 548, 660	1, 548, 660	100. 0	1, 540, 732	1, 540, 732	100.0	1, 475, 887	1, 475, 887	100. 0
				3	現年	0	0	_	0	0	_	0	0	_
特	別土	地化	保有:	税	帯繰	294, 140	0	0.0	294, 140	0	0.0	294, 140	0	0.0
					計	294, 140	0	0.0	294, 140	0	0.0	294, 140	0	0.0
入		湯	;	税	現年	2, 238	2, 238	100. 0	8, 024	8, 024	100.0	7, 659	7, 659	100. 0
				3	現年	2, 539, 726	2, 463, 900	97. 0	2, 566, 495	2, 487, 188	96. 9	2, 601, 657	2, 533, 067	97. 4
都	市	計	画	税	滞繰	511, 987	46, 694	9. 1	499, 883	60, 199	12. 0	471, 379	59, 674	12. 7
					計	3, 051, 713	2, 510, 594	82. 3	3, 066, 378	2, 547, 387	83. 1	3, 073, 036	2, 592, 741	84. 4
				3	現年	27, 851, 055	27, 170, 357	97. 6	30, 243, 930	29, 402, 291	97. 2	30, 272, 887	29, 412, 135	97. 2
	合	·	計	;	滞繰	3, 572, 738	369, 533	10. 3	3, 540, 713	440, 481	12. 4	3, 551, 921	474, 733	13. 4
				Î	計	31, 423, 793	27, 539, 890	87. 6	33, 784, 643	29, 842, 772	88. 3	33, 824, 808	29, 886, 868	88. 4

図6 市税調定額の構成



(単位:%)

税	/ 目		年 	度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
個	人	市	民	税	33. 3	33. 4	35. 2	38. 9	39. 4
法	人	市	民	税	5. 8	6. 6	6. 5	6. 4	6. 1
固	定	資	産	税	43. 8	43. 3	41. 9	39. 4	39. 4
軽	自	動	車	税	0. 7	0. 7	0.8	0. 7	0.8
市	た	ば	٦	税	5. 1	4. 9	4. 9	4. 6	4. 3
特是	別土	地位	保有	税	0. 9	0. 9	1.0	0. 9	0. 9
入		湯		税	0.0	0.0	0. 0	0.0	0.0
都	市	計	画	税	10. 4	10. 2	9. 7	9. 1	9. 1

3 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位:円)

																			-	十二	_ :	1 1/
	_	_		1	6	年度			17	年度	_		18	年度		1	9	年度		2	2 0	年度
人		П		247	7, 16	63 /	۲	24	5, 75	53 /	ل ا	24	4, 18	39 ,	7	243	3, 23	32 ,	٧	243	3, 35	51 人
世	帯	数		102,	571	世	带	103	, 219) 世	带	103	, 701	世	带	104,	344	一世	帯	105,	493	3 世帯
				1 人 あた		1世 あた		1 <i>.</i> あた		1世 あた		1 <i>.</i> あた		1世 あた		1 人 あた		1世 あた		1 <i>人</i> あた		1世帯 あたり
市	民	1	锐	45, C)79	108,	626	47,	085	112,	106	49,	707	117,	043	58, 4	147	136,	243	58, 0)95	134, 01
個	人市	市民和	锐	37, 8	356	91,	220	38,	754	92,	270	41,	406	97,	497	49, 5	578	115,	570	49, 7	719	114, 69
法	八市		锐	7, 2	223	17,	406	8,	331	19,	836	8,	301	19,	546	8, 8	369	20,	673	8, 3	376	19, 32
固定	資	産和	锐	47, 2	233	113,	816	47,	157	112,	276	45,	759	107,	751	46, 6	691	108,	840	47, 2	233	108, 95
軽自	動	車	锐	6	602	1,	451		630	1,	500		683	1,	609	7	714	1,	665	7	736	1, 69
市た	: ば	こぇ	锐	6, 4	160	15,	566	6,	266	14,	920	6,	342	14,	934	6, 3	335	14,	766	6, 0)65	13, 99
特別保	引 有		地脱		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
入	湯	7	锐		0		0		0		0		9		22		33		77		31	7
都市	計	画	锐	10, 8	373	26,	200	10,	685	25,	439	10,	281	24,	210	10, 4	173	24,	413	10, 6	654	24, 57
合		į	計	110, 2	247	265,	659	111,	824	266,	240	112,	781	265,	570	122, 6	693	286,	004	122, 8	314	283, 30

(人口・世帯数は、外国人登録含む各年度末現在)

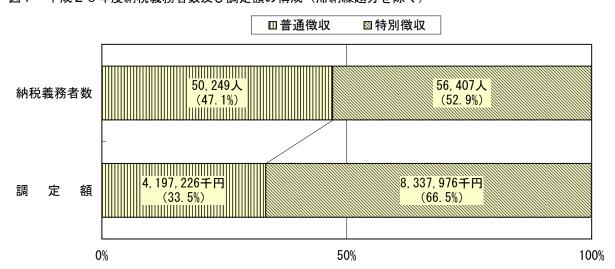
IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数の年度別比較

(単位:人, %) 18 年 度 19 年 度 20 年 度 年度 納 税 納 税 納 税 前年比 構成比 前年比 構成比 前年比 構成比 区分 義務者数 義務者数 義務者数 163 9.7 0.3 207 127.0 0.4 375 181.2 0.7 所得割のみ 普 3,574 79.5 7.3 3,921 109.7 7.9 4, 159 106.1 8.3 均等割のみ 通 均等割·所得割 45,646 114.5 92.4 45, 667 100.0 91.7 45, 715 100.1 91.0 100.0 徴 計 49, 383 107.2 49, 795 100.8 100.0 50, 249 100.9 100.0 45.874 所得割 45, 809 110.3 100.1 46,090 100.5 収 49, 220 110.9 49,588 100.7 49,874 100.6 均等割 所得割のみ 0 0.0 0 0.0 0 0.0 特 867 104.7 1.6 853 98.4 1.5 855 100.2 1.5 均等割のみ 別 均等割・所得割 54, 914 99.6 98.4 55, 395 100.9 98.5 55, 552 100.3 98.5 100.0 徴 55, 781 99.7 100.0 56, 248 100.8 100.0 100.3 56, 407 計 99.6 55, 395 100.9 100.3 所得割 54, 914 55, 552 収 55, 781 99.7 56, 248 100.8 100.3 56, 407 均等割 9.7 0. 2 127.0 0.2 181.2 0.4 所得割のみ 163 207 375 4. 2 4, 441 83.4 4,774 107.5 4.5 5,014 105.0 4.7 均等割のみ 合 均等割·所得割 100,560 105.9 95.6 101,062 100.5 95.3 101, 267 100.2 94.9 計 105, 164 103.1 100.0 106.043 100.8 100.0 106,656 100.6 100.0 計 100.723 104.2 101, 269 100.5 101.642 100.4 所得割 均等割 105,001 104.7 105, 836 100.8 106, 281 100.4 (各年度 最終調定による)

図7 平成20年度納税義務者数及び調定額の構成(滞納繰越分を除く)



(2) 給与に係る特別徴収義務者数の年度別比較

(単位:者、%)

	17年度	18年度	19年度	2 0 年度	21年度
特別徴収義務者数	19, 806	19, 685	19, 746	19, 695	19, 389
前年比	98. 5	99. 4	100. 3	99. 7	98. 4

(各年度最終調定による (ただし、21年度は課税状況調による))

(3) 調定額の年度別比較

(単位:千円、%)

												<u> (単位・丁</u> [1, /0/	
		年	度		1 8	8	年	度	1 9	年	度	2 0	年	度
区	分			調	定	額	前年比	構成比	調定額	前年比	構成比	調定額	前年比	構成比
普	所	得	割	3,	279	, 509	109. 3		4, 014, 92	2 122. 4		4, 054, 526	101.0	
普通徴収	均	等	割		134	, 862	112. 7		139, 42	5 103. 4		142, 700	102. 3	
収		計		3,	414	, 371	109. 5	33. 3	4, 154, 34	7 121. 7	33. 7	4, 197, 226	101. 0	33. 5
特	所	得	割	6,	669	, 183	105. 4		7, 995, 40	4 119.9		8, 165, 268	102. 1	
別 徴	均	等	割		168	, 960	105. 0		171, 64	2 101.6		172, 708	100. 6	
収		計		6,	838	, 143	105. 4	66. 7	8, 167, 04	6 119.4	66. 3	8, 337, 976	102. 1	66. 5
合	所	得	割	9,	948	, 692	106. 6		12, 010, 32	6 120. 7		12, 219, 794	101. 7	
	均	等	割		303	, 822	108. 3		311, 06	7 102. 4		315, 408	101.4	
計		計		10,	252	, 514	106. 7	100. 0	12, 321, 39	3 120. 2	100. 0	12, 535, 202	101. 7	100.0

(各年度 最終調定による)

(4) 納税義務者1人あたり調定額の年度別比較

(単位:円、%)

		年 度		1 8	3	年	度	1	9	年	度	2	0	年	度
区	分			調	定	額	前年比	調	定	額	前年比	調	定	額	前年比
普	通	徴」	乜			69, 141	102. 1			83, 429	120. 7			83, 529	100. 1
特	別	徴」	仅			122, 589	105. 7			145, 197	118. 4			147, 818	101.8
至	È	体				97, 491	103. 5			116, 192	119. 2			117, 529	101. 2

(各年度 最終調定による)

(5) 所得者別市民税負担額の年度別比較

年	所得者区分	給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	숌 計	左のうち 分離譲渡 所得者
	納税義務者数 (人)	78, 150	7, 446	8	18, 551	104, 155	1, 104
19	構成比(%)	75. 0	7. 1	0.0	17. 9	100.0	1.1
年度	市民税額(千円)	10, 003, 482	696, 067	373	1, 585, 215	12, 285, 137	558, 656
	構成比(%)	81. 4	5. 7	0.0	12. 9	100.0	4. 5
	1人あたり市民税額 (円)	128, 004	93, 482	46, 625	85, 452	117, 951	506, 029
	納税義務者数 (人)	78, 480	7, 235	9	18, 701	104, 425	978
20	構成比(%)	75. 2	6. 9	0.0	17. 9	100.0	0.9
	19年度を100とした場合 の指数	101.5	93. 2	75. 0	102. 3	101.0	83. 0
年	市民税額(千円)	9, 711, 567	653, 413	905	1, 694, 292	12, 060, 177	488, 567
度	構成 比 (%)	80. 5	5. 4	0.0	14. 1	100. 0	4. 1
	の指数	123. 4	99. 1	354. 9	124. 0	121. 9	93. 2
	1人あたり市民税額 (円)	123, 746	90, 313	100, 556	90, 599	115, 491	499, 557
	納税義務者数 (人)	78, 865	6, 750	14	18, 728	104, 443	569
21	構成 比 (%) 19年度を100とした場合	75. 5	6. 5	0.0	18. 0	100.0	0. 5
	の指数	100. 9	90. 7	175. 0	101.0	100. 3	51.5
年	市民税額 (千円)	9, 628, 627	562, 990	352	1, 514, 658	11, 706, 617	262, 631
度	構成 比 (%)	82. 2	4. 8	0.0	13. 0	100. 0	2. 2
	の指数	96. 3	80. 9	94. 4	95. 5	95. 3	47. 0
	1人あたり市民税額 (円)	122, 090	83, 406	25, 143	80, 877	112, 086	461, 566

(各年度 課税状況調による)

(6) 所得者(所得割を納める者)別所得金額等の年度別比較

年	所得者区分度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	分離譲渡 所得者	合 計
19	納税義務者数(人)	75, 758	6, 566	5	16, 173	1, 104	99, 606
年	所得金額 (千円)	250, 054, 457	18, 939, 455	10, 832	37, 991, 184	14, 548, 827	321, 544, 755
度	構成比 (%)	77. 8	5. 9	0. 0	11.8	4. 5	100.0
	1人あたりの 所得額 (円)	3, 300, 700	2, 884, 474	2, 166, 400	2, 349, 050	13, 178, 285	3, 228, 167
20	納税義務者数(人)	76, 100	6, 330	7	16, 243	978	99, 658
年	所得金額 (千円)	250, 458, 039	18, 527, 596	23, 987	38, 269, 874	14, 145, 116	321, 424, 612
度	構成比 (%)	77. 9	5. 8	0.0	11.9	4. 4	100. 0
	1人あたりの 所得額 (円)	3, 291, 170	2, 926, 950	3, 426, 714	2, 356, 084	14, 463, 309	3, 225, 277
21	納税義務者数(人)	76, 616	5, 834	4	16, 343	569	99, 366
年	所得金額 (千円)	250, 941, 154	16, 380, 996	8, 466	38, 262, 941	8, 061, 502	313, 655, 059
度	構成比 (%)	80. 0	5. 2	0. 0	12. 2	2. 6	100. 0
	1 人あたりの 所得額 (円)	3, 275, 310	2, 807, 850	2, 116, 500	2, 341, 243	14, 167, 842	3, 156, 563

(各年度 課税状況調による)

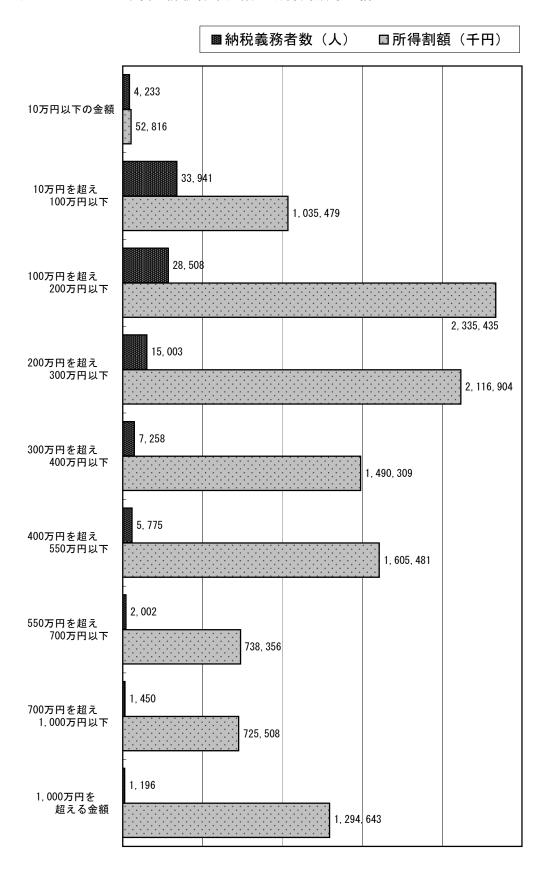
(7) 平成21年度課税標準段階別総所得金額及び所得割額

(単位:人、千円)

				(半位	<u>: 人、十円)</u>
区分	納税	総所得金	額等	所得	割額
課税標準額	義務者数		分離譲渡所得 に係る分		分離譲渡所得
			1~1余の万		に係る分
10万円以下の金額	4, 233	2, 916, 186	1, 649, 071	52, 816	45, 956
	,, = : :		, , , , , , , , ,		,
 10万円を超え					
100万円以下	33, 941	48, 738, 208	439, 671	1, 035, 479	15, 696
100万円を超え					
200万円以下	28, 508	71, 598, 303	332, 469	2, 335, 435	14, 913
200万円を超え	15 002	EG E02 E00	100 104	0 116 004	10 006
300万円以下	15, 003	56, 593, 500	180, 194	2, 116, 904	12, 296
000 T T + +11 7					
300万円を超え 400万円以下	7, 258	36, 591, 485	524, 119	1, 490, 309	22, 493
15075 3154	., = 0	00,001,100	3=1,	.,,	
 400万円を超え					
550万円以下	5, 775	37, 264, 833	199, 834	1, 605, 481	21, 650
550万円を超え					
700万円以下	2, 002	16, 098, 972	224, 703	738, 356	17, 464
700万円を超え	1. 450	14 016 047	401 000	70E E00	20 E11
1,000万円以下	1, 450	14, 816, 347	491, 998	725, 508	32, 511
1 000 T III #					
1,000万円を 超える金額	1, 196	23, 653, 313	1, 341, 853	1, 294, 643	79, 652
, <u></u>	2, 100	, ,	., , 200	., =, • ••	,
計	99, 366	308, 271, 147	5, 383, 912	11, 394, 931	262, 631

(課税状況調による)

図8 平成21年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 法人数の年度別比較

×	年 度	18年度	19年度	2 0 年度
	法人数	4, 108	4, 144	4, 087
資	1 億円を超える法人及び相互会社	392	375	378
本	1 千万円を超え 1 億円以下の法人	666	645	620
金別	1 千万円以下の法人	3, 050	3, 124	3, 089
נינ <i>ו</i>	計	4, 108	4, 144	4, 087
納	均等割のみ	2, 453	2, 447	2, 491
税金	均等割を超え100万円未満	1, 426	1, 482	1, 393
額	100万円以上	229	215	203
別	計	4, 108	4, 144	4, 087

図9 資本金別法人数の推移

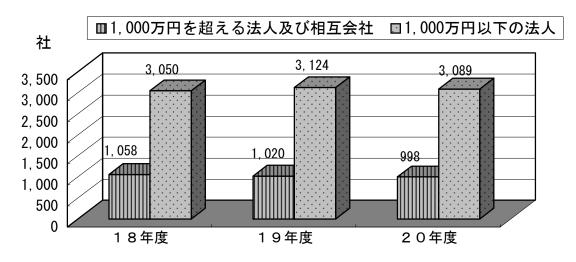
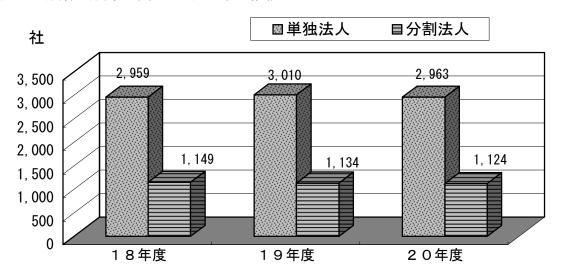


図10 分類(分割・単独)別法人数の推移



(2) 平成20年度決算期別法人数

区分	普通	法人	協同	組合	医療	法人	公益	法人	その	D他	É) :	†
決算	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	合計
1月	89	35	2						1	1	92	36	128
2月	172	103		1	1						173	104	277
3月	506	433	11	2	8	2	12	5	73	4	610	446	1, 056
4月	201	40			7				2		210	40	250
5月	234	60	2		7				1		244	60	304
6月	262	65	1		20	3					283	68	351
7月	213	45			4				1	1	218	46	264
8月	252	78	1		8	1			3		264	79	343
9月	366	95	2		7				3		378	95	473
10月	135	35			1					1	136	36	172
11月	102	27			1						103	27	130
12月	232	83	1		16	2	1	1	2	1	252	87	339
計	2, 764	1, 099	20	3	80	8	13	6	86	8	2, 963	1, 124	4, 087

(3) 平成20年度申告法人の内訳

① 組織別申告法人数

	法人数
株式会社	2, 382
有限会社	1, 456
合名会社	1
合資会社	10
相互会社	6
医療法人	88
財団法人	8
社団法人	3
協同組合	14
その他	119
計	4, 087

② 均等割区分別申告法人数

	均等割の額	法人数				
1号法人	60,000 円	3, 061				
2号法人	144,000 円	28				
3号法人	156,000 円	567				
4号法人	180,000 円	53				
5号法人	192,000 円	125				
6号法人	480,000 円	24				
7号法人	492,000 円	188				
8号法人	2, 100, 000 円	11				
9号法人	3, 600, 000 円	30				
Ī	計					

(平成21年3月31日現在)

(4) 平成20年度月別調定額

(単位:円、%)

	現	年	度		過	年	度		合	•	計	
	法人税割額	均等割額	計	構成比	法人税割額	均等割額	計	構成比	法人税割額	均等割額	計	構成比
4月	41, 899, 400	24, 886, 000	66, 785, 400	3. 3	17, 434, 900	5, 239, 000	22, 673, 900	49. 6	59, 334, 300	30, 125, 000	89, 459, 300	4. 4
5月	425, 152, 000	81, 783, 000	506, 935, 000	25. 2	1, 647, 500	388, 000	2, 035, 500	4. 4	426, 799, 500	82, 171, 000	508, 970, 500	24. 7
6月	297, 375, 100	92, 651, 000	390, 026, 100	19. 4	3, 255, 000	480, 000	3, 735, 000	8. 2	300, 630, 100	93, 131, 000	393, 761, 100	19. 1
7月	67, 818, 400	43, 305, 000	111, 123, 400	5. 5	2, 238, 000	0	2, 238, 000	4. 9	70, 056, 400	43, 305, 000	113, 361, 400	5. 5
8月	65, 992, 300	30, 714, 000	96, 706, 300	4. 8	2, 595, 500	474, 000	3, 069, 500	6. 7	68, 587, 800	31, 188, 000	99, 775, 800	4. 9
9月	24, 065, 500	18, 351, 000	42, 416, 500	2. 1	896, 100	570, 000	1, 466, 100	3. 2	24, 961, 600	18, 921, 000	43, 882, 600	2. 1
10月	58, 461, 000	37, 100, 000	95, 561, 000	4. 7	1, 494, 000	5, 000	1, 499, 000	3. 3	59, 955, 000	37, 105, 000	97, 060, 000	4. 7
11月	444, 929, 700	92, 541, 000	537, 470, 700	26. 7	2, 799, 900	0	2, 799, 900	6. 1	447, 729, 600	92, 541, 000	540, 270, 600	26. 2
12月	17, 353, 300	17, 833, 000	35, 186, 300	1. 7	1, 065, 200	0	1, 065, 200	2. 3	18, 418, 500	17, 833, 000	36, 251, 500	1.8
1月	27, 591, 000	14, 438, 000	42, 029, 000	2. 1	618, 000	55, 000	673, 000	1. 5	28, 209, 000	14, 493, 000	42, 702, 000	2. 1
2月	31, 283, 600	24, 690, 000	55, 973, 600	2. 8	2, 359, 200	0	2, 359, 200	5. 2	33, 642, 800	24, 690, 000	58, 332, 800	2. 8
3月	8, 860, 400	24, 956, 000	33, 816, 400	1. 7	2, 087, 500	0	2, 087, 500	4. 6	10, 947, 900	24, 956, 000	35, 903, 900	1. 7
計	1, 510, 781, 700	503, 248, 000	2, 014, 029, 700	100.0	38, 490, 800	7, 211, 000	45, 701, 800	100. 0	1, 549, 272, 500	510, 459, 000	2, 059, 731, 500	100.0

(5) 月別調定額の年度別比較

(単位:社、円、%)

		1 8	年	度			1 9	1	ŧ	度			2 0		年	度	
	法人数	調	定額	構成比	前年比	法人数	調	定	額	構成比	前年比	法人数	調	定	額	構成比	前年比
4月	275	78	, 199, 00	0 3.9	96. 2	266	77	, 646	, 700	3. 6	99. 3	278	89	, 459	, 300	4. 4	115. 2
5月	757	477	, 841, 70	0 23.6	92. 7	772	546	, 248	, 900	25. 2	114. 3	783	508	, 970	, 500	24. 7	93. 2
6月	504	305	, 824, 30	0 15. 1	87. 7	506	380	, 645	, 800	17. 5	124. 5	484	393	, 761	, 100	19. 1	103. 4
7月	333	81	, 679, 40	0 4.0	110. 3	342	81	, 749	, 900	3.8	100. 1	341	113	, 361	, 400	5. 5	138. 7
8月	357	107	, 220, 90	0 5.3	116. 2	365	105	, 726	, 100	4. 9	98. 6	351	99	, 775	, 800	4. 9	94. 4
9月	278	52	, 334, 70	0 2.6	97. 5	284	49	, 665	, 500	2. 3	94. 9	280	43	, 882	, 600	2. 1	88. 4
10月	346	99	, 840, 10	0 4.9	103. 7	345	105	, 333	, 800	4. 8	105. 5	335	97	, 060	, 000	4. 7	92. 1
11月	468	578	, 109, 70	0 28.6	102. 4	473	606	, 732	, 900	27. 9	105.0	456	540	, 270	, 600	26. 2	89. 0
12月	183	44	, 444, 70	0 2.2	110. 4	192	42	, 831	, 300	2. 0	96. 4	186	36	, 251	, 500	1.8	84. 6
1月	135	44	, 769, 70	0 2. 2	83. 0	133	42	, 019	, 700	1. 9	93. 9	141	42	, 702	, 000	2. 1	101.6
2月	304	84	, 186, 70	0 4. 2	116. 8	308	68	, 403	, 000	3. 2	81. 3	305	58	, 332	, 800	2. 8	85. 3
3月	168	68	, 498, 70	0 3.4	101.5	158	63	, 006	, 000	2. 9	92. 0	147	35	, 903	, 900	1.7	57. 0
計	4, 108	2, 022,	949, 60	0 100. C	98. 2	4, 144	2, 170	, 009	, 600	100.0	107. 3	4, 087	2, 059	, 731,	, 500	100.0	94. 9

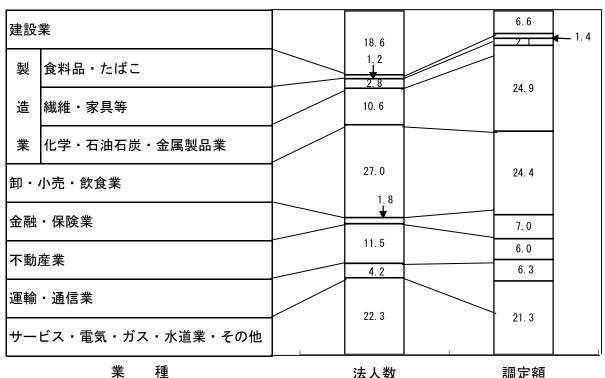
(6) 平成20年度業種別調定額の構成

(単位:社、円、%)

業	種別	法人数	構成比	調定額	構成比
農•	林・漁・鉱業	8	0. 2	1, 688, 800	0. 1
建設	業	761	18. 6	136, 988, 200	6.6
製	食料品・たばこ	47	1. 2	29, 428, 800	1.4
造	繊維・家具等	116	2. 8	43, 563, 900	2. 1
業	化学・石油石炭・金属製品業	431	10. 6	512, 378, 800	24. 9
卸·	小売・飲食業	1, 105	27. 0	502, 475, 900	24. 4
金融	• 保険業	75	1.8	143, 244, 000	7. 0
不動		471	11. 5	123, 331, 400	6. 0
運輸	• 通信業	171	4. 2	129, 386, 800	6. 3
サー	ビス・電気・ガス・水道業・その他	902	22. 1	437, 244, 900	21. 2
	計	4, 087	100. 0	2, 059, 731, 500	100.0

図11 平成20年度主要業種別法人数及び調定額の構成

(単位:%)



法人数

調定額

-22-

(7) 業種別調定額の年度別比較

(単位:件、円、%)

	年度	1	8 年	 度	1	9 年)	 芰	2	<u>(単位:件、円、9</u> 2 0 年	/0/ 度
	TIX									
業	美種別	申告数	調定額	前年比	申告数	調定額	前年比	申告数	調定額	前年比
農•	農・林・漁・鉱業		1, 741, 500	154. 0	9	1, 921, 700	110. 3	9	1, 688, 800	87. 9
建設	党業	1, 090	157, 835, 200	122. 1	1, 072	156, 577, 800	99. 2	1, 035	136, 988, 200	87. 5
4.1	食料品・たばこ	83	27, 329, 100	66. 0	69	45, 951, 300	168. 1	66	29, 428, 800	64. 0
製造業	繊維・家具等	176	114, 557, 900	120. 0	174	76, 450, 000	66. 7	172	43, 563, 900	57. 0
	化学・石油石炭・金属製品業	704	534, 963, 500	92. 3	704	494, 949, 000	92. 5	674	512, 378, 800	103. 5
卸•	・小売・飲食業	1, 668	469, 635, 600	96. 4	1, 713	491, 849, 900	104. 7	1, 671	502, 475, 900	102. 2
金鬲	浊・保険業	128	146, 212, 500	119. 2	139	166, 527, 800	113. 9	134	143, 244, 000	86. 0
不重	协産業	596	166, 461, 700	128. 7	618	162, 582, 400	97. 7	617	123, 331, 400	75. 9
運輔	渝・通信業	285	111, 983, 400	59. 1	277	304, 960, 700	272. 3	256	129, 386, 800	42. 4
サー	ビス・電気・ガス・水道業・その他	1, 265	292, 229, 200	102. 6	1, 312	268, 239, 000	91.8	1, 316	437, 244, 900	163. 0
	計	6, 004	2, 022, 949, 600	98. 2	6, 087	2, 170, 009, 600	107. 3	5, 950	2, 059, 731, 500	94. 9

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

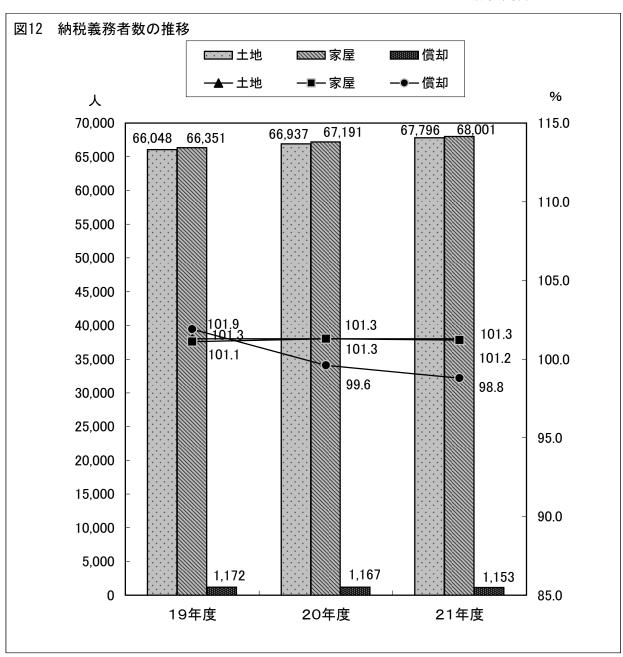
1 固定資産税

(1)納税義務者数の年度別比較

(単位	Į.	%)
(単位	\wedge	%0)

	年度		19年	芰	20年	芰	2 1 年度		
区分	}		納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	
±		地	66, 048	101. 3	66, 937	101.3	67, 796	101. 3	
家		屋	66, 351	101. 1	67, 191	101.3	68, 001	101. 2	
償	却	資 産	1, 172	101. 9	1, 167	99. 6	1, 153	98. 8	

(概要調書による)

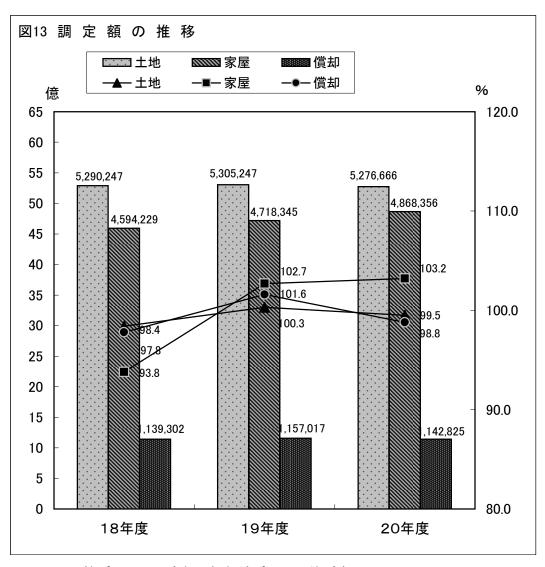


棒グラフ=納税義務者数 折れ線グラフ=伸び率

(2) 調定額の年度別比較

(2)調定	図額の年度別.	(単位:千円	、 %)			
年度	18 年	度	19 年	度	20 年	度
区分	調定額	前年比	調 定 額	前年比	調定額	前年比
土 地	5, 290, 247	98. 4	5, 305, 247	100. 3	5, 276, 666	99. 5
家 屋	4, 594, 229	93. 8	4, 718, 345	102. 7	4, 868, 356	103. 2
小 計	9, 884, 476	96. 2	10, 023, 592	101. 4	10, 145, 022	101. 2
償却資産	1, 139, 302	97. 8	1, 157, 017	101. 6	1, 142, 825	98. 8
合 計	11, 023, 778	96. 4	11, 180, 609	101. 4	11, 287, 847	101. 0

(各年度 最終調定による)



棒グラフ=調定額 折れ線グラフ=伸び率

(3) 土地

① 平成21年度地目別評価地積等の構成

		区分	評	価 総 地	債	免税点未	満のもの	決定	価格	単位あた	こり価格
			筆 数	地 積	構成比	筆 数	地積	総額	免税点をこえ	平均価格	最高価格
地	目			(m²)	(%)		(m²)	(千円)	るもの(千円)	(円)	(円)
	一 般	H	1, 858	1, 128, 543	7. 8	313	176, 140	158, 489	135, 124	140	225
	介在田	• 市街化区域田	437	158, 503	1. 1	2	221	7, 887, 981	7, 887, 512	49, 765	103, 220
畑	一 般	畑	793	381, 916	2. 6	101	55, 341	31, 259	27, 081	82	204
	介在畑	• 市街化区域畑	504	125, 996	0. 9	5	131	6, 187, 259	6, 184, 240	49, 107	106, 483
	宅	地	107, 452	11, 928, 331	82. 2	731	11, 575	1, 101, 786, 037	1, 101, 118, 955	92, 367	274, 985
	池	沼	2	60	0. 0	0	0	1	1	17	22
	山	林	371	132, 183	1. 0	46	21, 330	1, 449, 770	1, 448, 977	22, 177	73, 367
	原	野	53	9, 463	0. 1	7	1, 331	180, 267	180, 255	19, 050	85, 570
ታ ለ ዙ	ゴルフ	'場等の用地	_	_	_	_	_	_	_	_	_
雑種地	鉄軌道	用地	709	250, 658	1. 7	0	0	10, 237, 818	10, 237, 818	112, 384	272, 643
地 	その他	!の雑種地	1, 073	400, 373	2. 8	29	4, 532	8, 612, 912	8, 611, 391	21, 512	131, 600
	合	計	113, 252	14, 516, 026	100. 2	1, 234	270, 601	1, 136, 531, 793	1, 135, 831, 354	366, 601	1, 048, 319

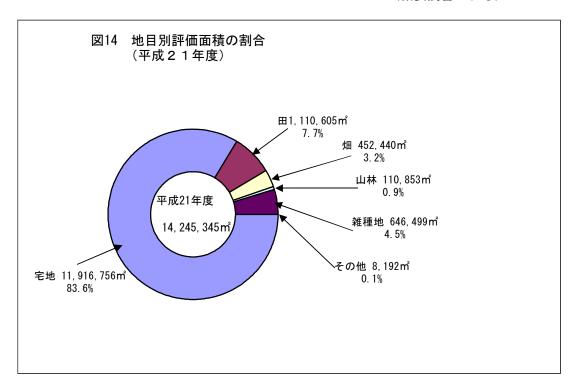
(概要調書による)

② 地目別地積及び課税標準額の年度別比較(免税点以上のもの)

(単位:千円、m³)

				(単位	: 十円、m <i>)</i>
地	=	年度	19年度	2 0 年度	2 1 年度
	П	課税標準額	2, 562, 813	2, 381, 074	2, 380, 826
	田	地積	1, 172, 538	1, 121, 571	1, 110, 605
	.tm	課税標準額	1, 811, 660	1, 770, 326	1, 828, 295
	畑	地積	488, 153	456, 916	452, 440
	ф ш	課税標準額	363, 519, 030	362, 709, 434	360, 512, 468
	宅 地	地積	11, 953, 196	11, 916, 391	11, 916, 756
	uh 27	課税標準額	1	1	1
	池 沼	地積	60	60	60
	山林	課税標準額	902, 462	929, 711	896, 481
	山 林	地積	149, 616	116, 267	110, 853
	原 野	課税標準額	89, 726	95, 906	101, 170
	/尔 王P	地積	8, 852	8, 132	8, 132
±#-	ゴルフ場等	課税標準額	_		
雑	の 用 地	地積	_		
種	鉄軌道用地	課税標準額	6, 679, 140	6, 725, 650	6, 754, 446
作里	数料理用地	地積	250, 837	250, 659	250, 658
地	その他の	課税標準額	4, 674, 755	5, 538, 279	5, 599, 997
	雑 種 地	地積	205, 586	387, 652	395, 841
	計	課税標準額	380, 239, 587	380, 150, 381	378, 073, 684
	āΙ	地積	14, 228, 838	14, 257, 648	14, 245, 345

(概要調書による)



(4) 家屋

① 平成21年度用途、構造別評価額及び床面積

		区分		総	数		免税点未満	のもの
用途	別		評価額(千円)	棟 数	床面積(㎡)	平均価格(円)	評価額(千円)	床面積(㎡)
	専	用 住 宅	95, 531, 688	48, 823	3, 953, 913	24, 161	125, 563	52, 631
	共 同 住	主宅・寄宿舎	3, 816, 503	1, 500	311, 048	12, 270	37	47
木	併	用 住 宅	2, 975, 821	3, 055	253, 321	11, 747	3, 852	1, 492
造	工場	• 倉庫	177, 400	480	36, 572	4, 851	3, 676	2, 568
	そ	の他	853, 087	2, 960	140, 987	58, 209	27, 902	21, 101
		計	103, 354, 499	56, 818	4, 695, 841	22, 010	161, 030	77, 839
	事 務 所	鉄 骨 鉄 筋 造	7, 871, 279	12	94, 322	83, 451	_	_
	所	鉄 筋 造	7, 134, 343	134	147, 017	48, 527	_	_
		鉄 骨 造	25, 657, 407	850	531, 532	48, 271	168	87
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	325, 144	125	17, 888	18, 177	84	10
非	• 銀	ブロック造	3, 310	6	184	17, 989	_	_
木	行	計	40, 991, 483	1, 127	790, 943	51, 826	252	97
	<i>i</i>	鉄 骨 鉄 筋 造	36, 489, 299	72	573, 345	63, 643	_	_
造	住 宅	鉄 筋 造	74, 041, 041	1, 864	1, 347, 420	54, 950	518	61
	・ ア	鉄 骨 造	38, 558, 036	3, 508	827, 128	46, 617	41	13
	パ	軽 量 鉄 骨 造	15, 355, 219	2, 865	442, 954	34, 665	269	232
		ブロック造	86, 291	159	7, 249	11, 904	1, 552	343
		計	164, 529, 886	8, 468	3, 198, 096	51, 446	2, 380	649

(つづき)

		区分		総	数		免税点未満	のもの
用途別	到		評価額(千円)	棟 数	床面積(㎡)	平均価格(円)	評価額(千円)	床面積(㎡)
		鉄 骨 鉄 筋 造	20, 204	1	612	33, 013	_	
	ホ テ	鉄 筋 造	4, 199, 521	38	63, 237	66, 409	_	_
	アル	鉄 骨 造	2, 511, 542	47	34, 676	72, 429	_	_
	· 库	軽量 鉄骨造	46, 744	5	1, 074	43, 523	_	_
	病 院	ブロック造	0	0	0	0	_	_
		計	6, 778, 011	91	99, 599	68, 053	_	_
	エ	鉄 骨 鉄 筋 造	422, 279	4	16, 177	26, 104	_	1
	場 •	鉄 筋 造	1, 744, 081	75	49, 370	35, 327	_	_
	倉庫・	鉄 骨 造	20, 532, 355	1, 097	803, 179	25, 564	_	_
		軽量 鉄骨造	631, 189	350	85, 642	7, 370	498	126
非	市	ブロック造	68, 947	133	6, 225	11, 076	530	143
木	場	計	23, 398, 851	1, 659	960, 593	24, 359	1, 028	269
	そ	鉄 骨 鉄 筋 造	1, 181, 034	3	11, 630	101, 551	_	_
造		鉄 筋 造	16, 570, 817	10, 852	392, 986	42, 166	_	_
	の	鉄 骨 造	6, 897, 606	572	161, 688	42, 660	_	_
		軽量鉄骨造	138, 139	125	10, 539	13, 107	_	_
	他	ブロック造	63, 520	196	5, 260	12, 076	615	144
		計	24, 851, 116	11, 748	582, 103	42, 692	615	144
		鉄 骨 鉄 筋 造	45, 984, 095	92	696, 086	66, 061	0	0
		鉄 筋 造	103, 689, 803	12, 963	2, 000, 030	51, 844	518	61
	合	鉄 骨 造	94, 156, 946	6, 074	2, 358, 203	39, 927	209	100
	計	軽量鉄骨造	16, 496, 435	3, 470	558, 097	29, 558	851	368
		ブロック造	222, 068	494	18, 918	11, 738	2, 697	630
		計	260, 549, 347	23, 093	5, 631, 334	46, 268	4, 275	1, 159

(概要調書による)

② 平成21年度家屋の増減

	<u>t</u>	曽減区分	新	増	f	減	少	分
			床面積	評価額	+ + *+	床面積	評価額	+击 米/-
用词	金別		(m³)	(千円)	棟 数	(m²)	(千円)	棟数
	専 用	住 宅	66, 002	4, 403, 500	636	22, 514	247, 847	284
木	併 用	住 宅	407	23, 913	2	3, 133	27, 394	34
	共同住宅·	寄宿舎	1, 761	113, 386	8	6, 769	56, 382	30
\ <u></u>	工場・	倉 庫	87	1, 717	1	73	46	3
造	そ の	他	165	9, 010	2	1, 783	5, 318	35
	小	計	68, 422	4, 551, 526	649	34, 272	336, 987	386
	事務所店舗	・銀行	14, 356	1, 288, 977	25	6, 183	176, 637	34
非	住宅・ア	パー ト	87, 409	8, 965, 701	101	19, 772	1, 438, 607	64
木	工場・倉庫	・市場	464	31, 537	5	9, 565	175, 186	46
造	そ の	他	26, 294	659, 158	37	2, 962	53, 413	20
	小	計	128, 523	10, 945, 373	168	38, 482	1, 843, 843	164
	合 i	it	196, 945	15, 496, 899	817	72, 754	2, 180, 830	550

(概要調書による)

図15 平成21年度家屋床面積の増減

□木造 ■非木造

[新増分] 評価額 15, 496, 899千円 棟数 817棟

床面積 75, 610㎡ 100, 195㎡

[減少分] 評価額 2,180,千円 棟数 550棟

床面積	床面積
45, 005㎡	65, 955㎡

(5) 償却資産

平成21年度課税標準額の内訳

(単位:千円)

1722 -	1 / X 10/1 / 10/						課税標準額	課税標準額の内訳				
							決定価格	沐忧惊华 贺	特例該当分(イ)	(イ)以外		
た市 も長	構			築		物	15, 117, 037	15, 084, 820	10, 389	15, 074, 431		
のが価	機	械	及	び	装	置	21, 251, 831	21, 166, 574	193, 674	20, 972, 900		
		船			舶		1, 038	1, 038	0	1, 038		
格等を決定	車	両	及	び 運	搬	具	656, 559	656, 559	_	656, 559		
	エ	具	器具	. 及 7	び備	品	15, 448, 230	15, 426, 565	1, 701	15, 424, 864		
L		小			計		52, 474, 695	52, 335, 556	205, 764	52, 129, 792		
法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの							29, 372, 476	27, 659, 684				
法第743条	第 :	1項σ	規定	により								
府知事が価格	等を	を決定	≧した	もの								
合				計		·	81, 847, 171	79, 995, 240				

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位:千円、%)

ーースバスト					(ナル・	1 1 3 4 7 0 /
年度	1 9	年 度	2 0	年 度	2 1	年 度
区分	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
交付金	262, 370	96. 8	257, 815	98. 3	263, 858	102. 3
納付金	9, 461	97. 3	0	0. 0	0	0.0
計	271, 831	96. 8	257, 815	94. 8	263, 858	102. 3

(21年度は概要調書による)

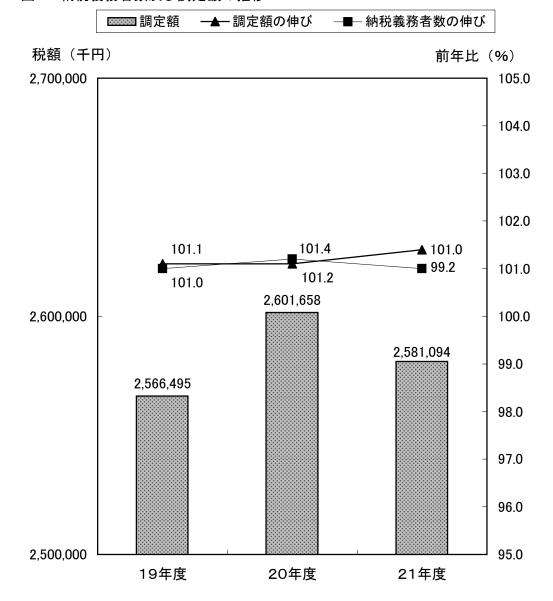
2 都市計画税

(1) 調定額等の年度別比較

年度区分	19年度	2 0 年度	2 1 年度
納税義務者数 (人)	73, 193	74, 044	74, 796
前年比 (%)	101. 0	101. 2	101.0
調定額(千円)	2, 566, 495	2, 601, 658	2, 581, 094
前年比 (%)	101. 1	101. 4	99. 2

(20年度は決算額。21年度は概要調書による)

図16 納税義務者数及び調定額の推移



3 特別土地保有税

(1) 一般分

① 保 有 分(基準面積が 5,000㎡以上のもの)

区分	件	数	面 積	取得価格	固定資産税	算出税額		徴収着	酋予					申告額		
	個	法			課税標準額	(A)	件	面 積	税	額(B)	件	面	積	税	額 (C)	(A) - (B) - (C)
年度	人	人	(m ²)	(千円)	(千円)	(千円)	数	(m ²)		(千円)	数		(m²)	(千円)	(千円)
14	0	4	68, 700	11, 992, 521	4, 824, 921	77, 702	2	20, 295		11, 596	2		19, 906		58, 034	8, 072
15	0	2	23, 378	5, 184, 098	1, 524, 169	51, 239	1	8, 820		8, 346	1		14, 558		42, 893	0
16	0	1	8, 820	1, 620, 623	1, 024, 490	8, 346	1	8, 820		8, 346	0		0		0	0
17	0	1	8, 820	1, 620, 623	1, 024, 490	8, 346	1	8, 820		8, 346	0		0		0	0
18	0	1	8, 820	1, 620, 623	1, 024, 490	8, 346	1	8, 820		8, 346	0		0		0	0
19	0	0	8, 820	1, 620, 623	1, 024, 490	8, 346	0	0		0	1		8, 820		8, 346	0
20	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0		0	0

② 取 得 分(基準面積が 5,000㎡以上のもの)

区分	件	数	面	積	取得価格	不動産取得税	算出税額	徴収猶予					免隆	說定		申	告 額	
	個	法				課税標準額	(A)	件	面	積	税	額(B)	件	面積	税	額 (C)	(A) -	(B)-(C)
年度	人	人		(m ²)	(千円)	(千円)	(千円)	数		(m²)		(千円)	数	(m²)	(千円)	(千円)
14	0	1		9, 630	1, 455, 587	660, 939	17, 230	1	!	9, 630		17, 230	0		0	0		0
15	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0		0	0		0
16	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0		0	0		0
17	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0		0	0		0
18	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0		0	0		0
19	0	1		8, 820	1, 620, 623	613, 727	24, 069	0		0		0	1	8, 820		24, 069		0
20	0	0		0	0	0	0	0		0		0	0	(0		0

(各年度最終調定による)

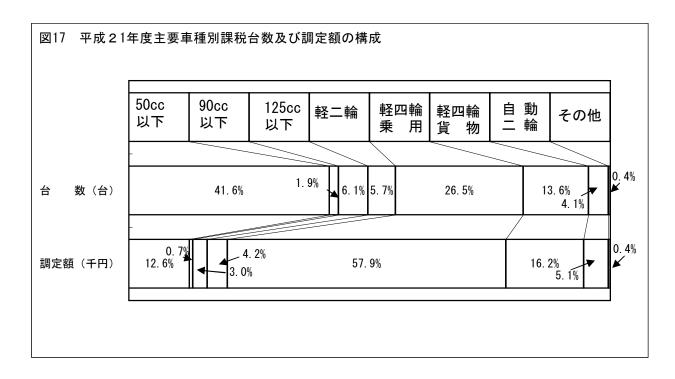
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 平成21年度車種別課税台数及び調定額

			190 2	区分	賦課		1)0			び免除台	3数	課税台数	税率	調定額
車	種.	别 ·			台数	1	官公署	公益	身障	その他	計 ②	1-2	(円)	(千円)
原	自	5	0 с	c以下	24,	723	60	57	17	0	134	24, 589	1, 000	24, 589
動		9	0 с	c以下	1,	233	27	0	0	0	27	1, 206	1, 200	1, 447
	転	12	5 с	c以下	3,	618	2	5	3	0	10	3, 608	1, 600	5, 773
機		=	=	カー		79	1	0	0	0	1	78	2, 500	195
付	車	/]	١,	計	29,	653	90	62	20	0	172	29, 481		32, 004
軽	小	=	輪の	りもの	3,	379	0	0	2	0	2	3, 377	2, 400	8, 105
	型	=	輪の	りもの		2	0	0	0	0	0	2	3, 100	6
自		四	乗	営業用		7	0	0	0	1	1	6	5, 500	33
動	特	輪の	用	自家用	16,	079	25	36	341	0	402	15, 677	7, 200	112, 874
車	殊	ŧ	貨	営業用		562	0	0	1	1	2	560	3, 000	1, 680
及		の	物	自家用	7,	685	94	63	34	0	191	7, 494	4, 000	29, 976
			表	# 用		16	0	0	0	0	0	16	1, 600	26
び	到	特	殊化	作業用		114	0	0	0	0	0	114	4, 700	536
	車	小	١	計	27,	844	119	99	378	2	598	27, 246		153, 236
_	二輪	の小	\型[自動車	2,	430	0	11	3	0	14	2, 416	4, 000	9, 664
	合			計	59,	927	209	172	401	2	784	59, 143		194, 904

*「①のうち非課税及び免除台数」の「その他」は、生活保護及び構造による減免 (課税状況調による)



(2) 車種別課税台数及び調定額の年度別比較

(単位:台、千円、%) 年 度 19 年 度 20 年 度 2 1 年 度 税率 台 台 数 調定額 数 調定額 台 数 調定額 前年比 前年比 前年比 区分 (円) 25, 585 98. 8 25, 158 50cc以下 1,000 25, 585 25, 158 98. 3 24, 589 24, 589 97.7 動 <u>90cc以下</u> 機 1.200 1.325 1.590 95. 9 1.272 1.526 96. 0 1, 206 1.447 94.8 76付自転 125cc以下 1,600 3,023 4,837 109.8 3, 315 5, 304 109.7 3,608 5, 773 108.8 車 2, 500 160 145. 5 76 190 118. 8 102.6 ミニカー 64 78 195 29,997 32, 172 100. 3 29, 821 32, 178 100. 0 29, 481 32, 004 99.5 小 計 二輪のもの2,400 3, 203 7,687 101.9 3, 327 7, 985 103. 9 3, 377 8, 105 101.5 三輪のもの3,100 2 2 200.0 100.0 2 100.0 軽 乗 営業用 5,500 3 16 145.5 22 137. 5 6 33 150.0 自動車及び小型特殊自 用 四 I輪のも 105. 6 15, 677 112, 874 自家用 7,200 14, 103 101, 542 104. 9 14, 898 107, 266 105. 2 の 貨物 営業用 3,000 565 1,695 98. 3 570 1, 710 100.9 560 1,680 98.2 自家用 4,000 7, 901 31,604 98.8 7, 641 30, 564 96. 7 7, 494 29, 976 98. 1 動 車 農耕用 1,600 13 21 131. 3 16 25 119.0 16 104.0 特殊作業用 4, 700 127 597 96. 3 121 569 95. 3 114 536 94. 2 25, 917 143, 168 103. 2 26, 579 148, 147 103. 5 27, 246 153, 236 103.4 小 計 2, 374 二輪の小型自動車 4,000 9,496 98. 5 2, 366 9, 464 99. 7 2, 416 9, 664 102. 1 58, 288 | 184, 836 | 102. 5 | 58, 766 | 189, 789 | 102. 7 | 59, 143 | 194, 904 計

(各年度決算における数値(但し、21年度は課税状況調による))

2 市たばこ税

(1)調定額等の年度別比較

区	分	年度	18年度	18年度		Ę	20年度	
消	費	本 数	旧3級品	6, 103	旧3級品	6, 209	旧3級品	5, 843
		(千本)	旧3級品以外	482, 567	旧3級品以外	464, 227	旧3級品以外	444, 739
税	税率		7月1日以降の売渡し分					
			旧3級品		旧3級品		旧3級品	
			1000本につき1,412円		1000本につき1,564円		1000本につき	1,564円
			旧3級品以外		旧3級品以外		旧3級品以外	
			1000本につき	2,977円	1000本につき3	3, 298円	1000本につき	3, 298円
税	額	(千円)		1, 548, 660		1, 540, 732		1, 475, 887
	対前	有比(%)		100. 6		99. 5		95.8
	月	平均額		129, 055		128, 394		122, 991

(各年度 最終調定による)

(2) 月別消費本数の年度別比較

(単位:千本)

年度	18 年	度	1	9 年	度	2	: 0 年	度
消費月	国産外国産	計	国産	外国産	計	国産	外国産	計
3 月	30, 662 12, 872	43, 534	27, 248	11, 838	39, 086	26, 214	11, 364	37, 578
4 月	28, 356 11, 924	40, 280	26, 384	11, 586	37, 970	27, 605	11, 851	39, 456
5 月	31, 492 13, 492	44, 984	28, 074	12, 524	40, 598	29, 371	12, 863	42, 234
6 月	49, 540 19, 916	69, 456	27, 263	11, 983	39, 246	24, 962	11, 171	36, 133
7 月	14, 970 7, 156	22, 126	27, 636	12, 073	39, 709	27, 850	11, 949	39, 799
8 月	25, 473 11, 314	36, 787	28, 088	12, 438	40, 526	25, 767	11, 234	37, 001
9 月	26, 645 11, 801	38, 446	27, 248	12, 251	39, 499	25, 677	11, 292	36, 969
10 月	27, 641 11, 883	39, 524	28, 511	12, 231	40, 742	27, 404	11, 917	39, 321
11 月	26, 541 11, 860	38, 401	26, 370	11, 665	38, 035	23, 419	10, 204	33, 623
12 月	32, 802 14, 065	46, 867	32, 529	13, 495	46, 024	29, 997	12, 808	42, 805
1 月	22, 655 10, 454	33, 109	23, 030	10, 184	33, 214	22, 657	9, 922	32, 579
2 月	24, 531 10, 625	35, 156	25, 012	10, 775	35, 787	23, 274	9, 810	33, 084
計	341, 308 147, 362	488, 670	327, 393	143, 043	470, 436	314, 197	136, 385	450, 582

3 入湯税

(1) 月別調定額等の年度別比較

(単位:人、円)

年			<i>-</i>		(単位:八、円)			
度		1 9	年 度			2 0	年 度	
~	特別徴収	課税対象とな	つた入湯客数	=B c + 6=	特別徴収	課税対象とな	つた入湯客数	
入湯月	義務者数	宿泊する者	宿泊しない者	調定額	義務者数	宿泊する者	宿泊しない者	調定額
3 月	2	0	6, 137	460, 275	2	0	8, 679	650, 925
4 月	2	0	8, 763	657, 225	2	0	8, 158	611, 850
5 月	2	0	9, 737	730, 275	2	0	8, 582	643, 650
6 月	2	0	8, 835	662, 625	2	0	7, 984	598, 800
7 月	2	0	9, 215	691, 125	2	0	8, 711	653, 325
8 月	2	0	9, 886	741, 450	2	0	8, 980	673, 500
9 月	2	0	9, 211	690, 825	2	0	8, 392	629, 400
10 月	2	0	8, 778	658, 350	2	0	8, 187	614, 025
11 月	2	0	8, 776	658, 200	2	0	8, 347	626, 025
12 月	2	0	9, 245	693, 375	2	0	8, 669	650, 175
1 月	2	0	10, 138	760, 350	2	0	9, 605	720, 375
2 月	2	0	8, 266	619, 950	2	0	7, 822	586, 650
計		0	106, 987	8, 024, 025		0	102, 116	7, 658, 700

^{*}入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円

Ⅵ 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 自動車重量讓与税

(単位:円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
18	99, 507, 000	136, 280, 000	102, 902, 000	338, 689, 000
19	95, 230, 000	135, 218, 000	106, 033, 000	336, 481, 000
20	95, 652, 000	136, 549, 000	98, 525, 000	330, 726, 000

(2) 地方道路讓与税

(単位:円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
18	33, 391, 000	48, 789, 000	34, 372, 000	116, 552, 000
19	33, 518, 000	48, 107, 000	34, 620, 000	116, 245, 000
20	32, 912, 000	40, 357, 000	33, 007, 000	106, 276, 000

《自動車重量譲与税及び地方道路譲与税の譲与基礎数値》

年度	道路延長(m)	道路面積(㎡)
18	261, 876	1, 542, 499
19	263, 604	1, 550, 734
20	265, 737	1, 560, 529

(前年の4月1日現在で、道路台帳に記載されている市道で市が管理するもの)

(3) 所得讓与税

(単位:円)

年度	9月期分	3月期分	計
18	844, 051, 578	844, 051, 577	1, 688, 103, 155
19	_	l	I
20	_	l	

2 府交付金等

(1) 利子割交付金

(単位:円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	76, 839, 000	51, 855, 000	46, 628, 000	175, 322, 000
19	99, 680, 000	71, 373, 000	55, 672, 000	226, 725, 000
20	96, 230, 000	56, 359, 000	47, 559, 000	200, 148, 000

(2) 配当割交付金

(単位:円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	69, 260, 000	42, 276, 000	70, 094, 000	181, 630, 000
19	104, 485, 000	52, 496, 000	43, 683, 000	200, 664, 000
20	44, 430, 000	12, 935, 000	21, 391, 000	78, 756, 000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位:円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	439, 000	556, 000	141, 215, 000	142, 210, 000
19	_	_	122, 392, 000	122, 392, 000
20		_	27, 897, 000	27, 897, 000

(4) 地方消費税交付金

(単位:円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
18	518, 176, 000	733, 648, 000	340, 566, 000	540, 667, 000	2, 133, 057, 000
19	509, 370, 000	705, 225, 000	327, 025, 000	519, 908, 000	2, 061, 528, 000
20	487, 443, 000	683, 864, 000	224, 170, 000	511, 222, 000	1, 906, 699, 000

(5) 自動車取得税交付金

(単位:円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	143, 445, 000	152, 871, 000	162, 384, 000	458, 700, 000
19	118, 321, 000	131, 076, 000	140, 454, 000	389, 851, 000
20	126, 337, 000	120, 228, 000	116, 419, 000	362, 984, 000

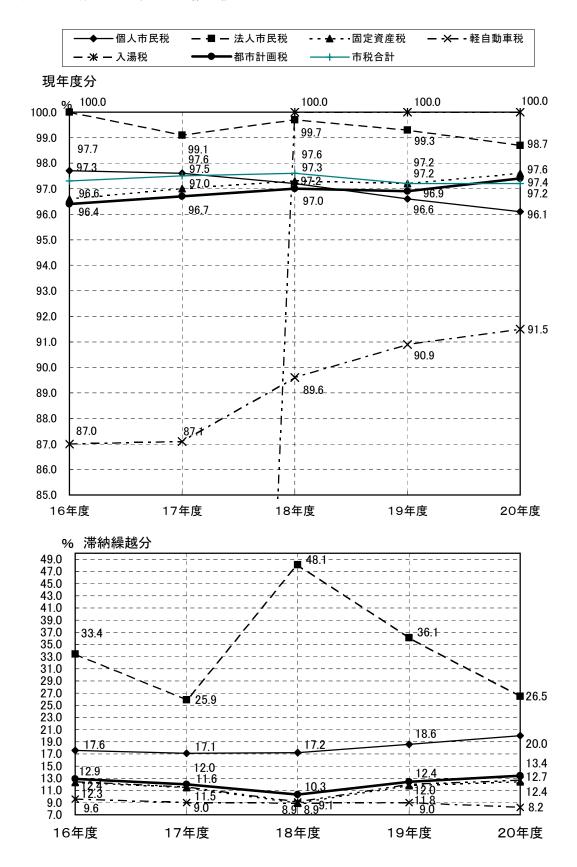
(6) 府民税徴収委託金

(単位:円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
18	55, 415, 435	121, 263, 307	66, 997, 249	61, 526, 257	305, 202, 248
19	157, 470, 261	119, 209, 706	108, 526, 235	107, 278, 741	492, 484, 943
20	108, 513, 366	178, 655, 480	111, 198, 806	105, 155, 402	503, 523, 054

Ⅷ 徴収

図18 徴 収 率 の 推 移



1 歳出還付状況の年度別比較

(<u>単位:件、円)</u>

区分		個人市·府民	税	法人市民税					
年度	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金			
18	1,962	30,618,676	_	260	31,690,400	682,500			
19	1,881	24,641,350	34,700	352	76,143,216	2,855,200			
20	5,989	174,877,073	_	274	64,478,806	2,140,900			

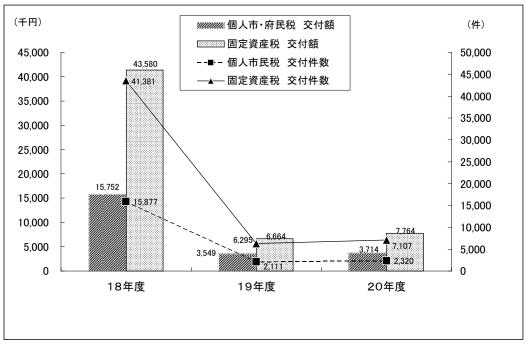
区分	固.	定資産税・都市	計画税		軽自動車税		計			
年度	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金	
18	442	19,327,032	353,900	17	119,400	_	2,681	81,755,508	1,036,400	
19	275	6,086,289	413,700	39	139,000		2,547	107,009,855	3,303,600	
20	156	19,211,006	348,300	24	109,900	_	6,443	258,676,785	2,489,200	

2 前納報奨金交付額の年度別比較

(単位:件、円)

								(-	<u> </u>	
区分		個人市·府民	税	固	定資産税・都市計	十画税	計			
年度	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額	
18	15,877	2,483,658,500	15,752,460	43,580	7,372,430,200	41,381,040	59,457	9,856,088,700	57,133,500	
19	2,111	512,293,100	3,548,730	6,295	1,059,447,400	6,664,230	8,406	1,571,740,500	10,212,960	
20	2,320	547,809,377	3,713,860	7,107	1,248,383,420	7,764,480	9,427	1,796,192,797	11,478,340	

図19 前納報奨金交付額及び交付件数の推移



(固定資産税には都市計画税を含む)

<u>IX</u> その他

1 寝屋川市行政機構図

13部16室51課

平成22年1月1日現在

				13部16至51課	平成22年1月1日現1
		部::::::部::::::::::::::::::::::::::::::	室:::::	::::::課·園等	主な事務
			市長室		秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等
				企画政策課	特命事項及び重要事項の企画及び総合調整、並びに行財政改革
			総合計画室	正國政衆队	総合計画の策定、総括、調整、進行管理及び行政評価制度に関すること
		経営企画部	心口可凹土	情報化推進課	情報化の推進及び電子計算処理組織
		在呂正回印		<u> </u>	
				広報広聴課	広報発行、広聴及び市民相談 ロのフラントの確立、イメーシアツアに同じた取組み並びに観光業務に関す
			ブランド戦略	宝	
			7 7 7 70 70	三	را ا
			- Control	財政課	予算の編成及び執行の管理
				管財課	庁舎管理、電話交換及び公有財産
		財務部		1 1 / 1 1	市税の賦課、固定資産の調査評価、市税等の収入調定及び市税等の証明
		M1 471 HP	税務室		の発行等
			>##* 6-1- /== 4/5: #6*	78	
			滞納債権整	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	滞納債権の整理回収、助言、指導、調査、研究及び総合調整に関すること
				人権文化課	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員
				男女共同参画推進セ ンター	男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設
		人・ふれあ		いきいき文化センター	市民からの生活相談等、市民交流促進及び人権問題の解決のための施設
		い部	-	V 6 V 6 X 11 C 2 /	市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会
		را ب ۷	市民活動振	興室	即氏活動等の文後育成、住民自行活動の育成、印氏活動とフター、印氏云質、 コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進
				ふれあいプラザ香里	市民に交流の場を提供する施設
			危機管理室		危機管理、防災、消防及び防犯
				ψΑ 3/5 ≑HI	議会、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提
		(1) 76-len		総務課	供及び統計
		総務部	Supplied to the supplied to th	契約課	契約事務の指導、入札、契約の締結、物品の調達及び工事検査
	中西副市長		人事室		人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等
	まち政策部、まち建設		八事主		八事官性、職員切形での他人的自成、方務官性、職員の結子、公務及言等 住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、戸籍、住居表示、市民葬儀、公園夏
	部及び水道局に属す			市民課	
	る事務並びに教育委			沙中ルオトンカ	地及び国民年金
	員会の事務局の職員			消費生活センター	市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量
	に補助執行させている		市民室	市役所サービス処ねや	 各種証明書の交付等及び物産の展示
	事務			がわ屋	日生配列目が入口を次の位置が成力
	市民生活部		市民センター(香里、萱島、西、東)	地域相談、住民異動等に伴う諸手続、各種証明書の交付等	
					 農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興
		-	産業振興室		ンター
ī 長			四吟古光点		国民健康保険、後期高齢者医療、特定健診、特定保健指導、老人医療及び
1 1			保険事業室		医療費の助成
				ごみ減量推進課	廃棄物の減量推進、薬剤散布及び害虫駆除
					環境政策、公害防止その他環境の保全及び飼犬登録・狂犬病予防接種
	1. = = 1 + =	나쁘 다꾸 수요		環境政策課	
	太田副市長	環境部		クリーン業務課	ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)
	経営企画部、財務部、			クリーン施設課	焼却施設及びごみ処理施設管理
	人・ふれあい部、総務			緑風園	し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理
	部、市民生活部、環境			福祉政策課	福祉施策の総合調整、民生委員、戦没者追悼行事、保健福祉センター
	部、保健福祉部、会計			社会福祉課	生活保護、生活つなぎ資金及び行旅病人等
	室及び議会事務局に			健康増進課	健康管理施策、感染症、予防接種及び母子保健
	属する事務並びに監			建 尿增進器	
	查委員、公平委員会、				高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)
	農業委員会及び選挙		局齡介護室	高齢者福祉センター (東、太秦)	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設
	管理委員会の事務局			\(\sigma\)	 児童福祉施策、次世代育成支援、保育等の実施及び児童手当等
	の職員に補助執行さ	(兄な事が言うしかり			
	せている事務並びに	保健福祉部	こども室	市立保育所	たちばな、すみれ、さくら、なでしこ、たんぽぽ、さつき、さざんか、コスモス、ひなき
	固定資産評価審査委				く、しらゆり、すずらん、あざみ、もくれん
	員会に関する事務			こどもセンター	子育て支援を総合的に推進する拠点施設
	ハーハノンナリカ		Control		障害者福祉施策、障害者に対する介護給付費、訓練等給付費、自立支援医
			D. Contraction	障害福祉課	療費の支給等、すばる福祉作業所及び北斗福祉作業所
				東障害福祉センター	障害者からの相談に応じるなど障害者の福祉の向上に資するための施設
				次中日旧正で	あかつき園、ひばり園、第2ひばり園、あかつきひばり歯科診療所・あかつきて
				あかつき・ひばり園	のパラさ風、いはり風、第20はり風、めがうさいはり風料が焼肉でめがってきし ばり療育相談室
			ton 1 1		
			都市計画室		まちづくりの重要政策の総合調整、都市計画及び駅周辺整備計画
			都市再開発	事業室	寝屋川市駅東地区及び香里園駅周辺地区再開発事業
		11 TLM-10		まちづくり指導課	建築確認、開発指導、都市景観等
		まち政策部	name and a second	住環境整備課	過密住宅地区の住環境整備及び住宅市街地総合整備事業
			a.	{	
				住宅整備課	市営住宅の管理及び共同浴場
		I		建築営繕課	市有建築物及び付帯設備の設計等
			1		市道の管理、私道の舗装及び市域境界、交通安全対策、めいわく駐車不法
				首	
			Andrew Control	道路交通課	車自転車対策及び自転車駐車場等
		士·上 7卦 ⇒几 立□		道路交通課道路建設課	車自転車対策及び自転車駐車場等 都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策
		まち建設部			
		まち建設部	下水道室	道路建設課	都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策

		部一定	課•園等	主な事務
	会計管理者		会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画
			水道総務課	水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理等
	」、** 本 ** ** ru **.	7, 74 日	業務課	水道料金等の徴収等
	水道事業管理者	水道局	工務課	導水・送配水管整備、漏水防止
		0000	浄水課	净水処理、受水、水質検査等
市議会		議会事務局		議会の会議、市政の調査及び資料の収集、人事管理
監査委員	1		監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査
公平委員	会		公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する不服申立ての審査手続及び職員団体登録
農業委員	会		農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用
選挙管理	里委員会		選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議
固定資産	E評価審査委員会			固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定
			教育総務課	教育委員会事務局の人事管理、就学援助等
			施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
			学務課	冗里,生使の転山八、教職貝の八事、子校休健の企画、連子女王、幼惟園連 党
		8	教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
		学校教育部	教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
		于仅仅有印	市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神 田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津
教育	₩-去 E		市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中 木田
委員会	教育長		市立幼稚園	北、中央、南、神田、木屋、堀溝、池田、明徳、啓明
		社会教育部	社会教育課	生涯学習の総合調整、社会教育施策の立案,留守家庭児童会事業の運営
			文化スポーツ振興課	文化芸術振興、文化財の収集等、市民ギャラリー、池の里市民交流センター、 体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、埋蔵文化財資料館、体 育・スポーツ事業の推進
		800	中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史
		2000	東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
		2000	中央公民館	講演会、講習会、展示会等の開催
			地域教育振興課	地域・家庭における教育施策の推進、成人教育の推進、青少年の健全育成

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税 務 機 構

平成21年10月1日現在

							1 /3	<u> </u>	<u> </u>	/	1 70 11
				担	当						
室長		課長	課長 代理			係長	主任	主査	書記	小計	計
	市民税担当	1	1	(税	政)	1		1	4	6	23
				(個人	市民税)	1	5	4	5	15	
				(課	税)	1	2	3		6	
	固定資産税担当	1		(±	地)	1	3	2	2	8	23
1				(家	屋)	1		5	2	8	
				(管	理)	1	3			4	
	納税担当	1		(徴	収)	1	2		6	9	19
				(整	理)	1	2		2	5	
	計	3	1			8	17	15	21	61	65

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

(2) 事務分掌

税 務 室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成21年10月1日現在

_													774	<u>107] 「口処圧</u>
	担当名	\	年 /_	虧//	/	25才 未満	25才 ~ 29才	30才 ~ 34才	35才 ~ 3	40才 ~ 44才	45才 ~ 49才	50才 以上	計	平均年齢
市	民	税	担	1	当	1	3	2	3	1	3	10	23	44才4月
固	定資	産	税	担	当		1		2	4	3	13	23	49才5月
納	税		担		当		1		4	2	3	9	19	47才11月
		計				1	5	2	9	7	9	32	65	47才2月

(2) 税務経験年数別職員数

平成21年10月1日現在

													/7/	
	担当名	\	年 /	数	τ	2年 未満	2年 ~ 3年	4年 5年	6年 ~ 7年	8年 9年	10年 ~ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
市	民	税	扎	<u>B</u>	当	8	3	2	2	1	2	5	23	7年1月
固	定 資	産	税	担	当	4	1	1	4	4	4	5	23	9年7月
納	税		担		当	6	3		3	2	3	2	19	6年4月
		計				18	7	3	9	7	9	12	65	7年9月

(3) 税務職員の割合

各年度10月1日現在

年度区分	17	18	19	20	21
市 職 員 数	1, 817	1, 741	1, 663	1, 595	1, 492
市長部局職員数(A)	1, 398	1, 334	1, 282	1, 239	1, 176
税務職員数 (B)	70	67	66	66	65
(B) / (A) (%)	5. 0%	5. 0%	5. 1%	5. 3%	5. 5%

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支 給 額	摘要
1	市税徴収手当	納税督励による市税の 徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の 2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の 4/1000	1か月7,000円を超え るときは、7,000円と する。

5 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

	種別	使 用 目 的	内 容	備考
市民税担	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	 金融機関等への借入申請 公営公団住宅入居申請 奨学金申請 各種保証人用 	年間所得と当該年 度に課税された額の 証明	1件につき 300円
当 ———	法人所在地証明評価通知書	5 その他 自動車車庫証明用等 登記関係	法人所在地の証明 登記所への評価額	無料
	固定資産税台帳	自動車車庫証明用等	通知 土地・家屋の資産証	(登記官の依頼書要)
固	登録事項証明	日刻手手牌証切用寺	明	300円 (1筆又は、1棟
定	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用	当該年度に課税され た資産内訳又は課 税された額の証明	増すことに50円加算)
資		3 税務署提出用		
産税	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人	土地・家屋及び償却 資産の評価額の証 明	
担		3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用		
当		5 その他		
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
	納税証明	1 融資関係	納税すべき確定額 並びに納税済額及	1件につき
納		2 各種保証人	び未納の額の証明	300円
税		3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居		ただし、自動車 等継続検査申請 用については無
担		5 税務署提出用		料
当		6 自動車等継続検査申請用 7 その他		

[※] 市民課証明書交付コーナー、各市民センター及び市役所サービス処「ねやがわ屋」では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明」などを発行している。

(2) 手数料収入額(税務室所管分のみ)

		1 9	年 度	2 0	年 度	前年	₹比	
		件数	収 入 額	件数	収入額	件数	収入額	備考
		(件)	(円)	(件)	(円)	(%)	(%)	
市	民税担当	6, 376	1, 912, 800	5, 703	1, 710, 900	89. 4	89. 4	
	課税証明	6, 376	1, 912, 800	5, 703	1, 710, 900	89. 4	89. 4	1件 300円
固	定資産税担当	2, 758	2, 592, 550	2, 892	2, 498, 700	104. 9	96. 4	
	評価証明	785	334, 850	1, 044	388, 150	133. 0	115. 9	1筆、1棟につき 300円
	各種台帳閲覧	268	80, 400	281	84, 300	104. 9	104. 9	(1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
	公課証明	47	21, 900	15	8, 650	31.9	39. 5	
	車庫証明	0	0			_	_	
	新築証明	0	0			_	_	
	住宅用家屋証明	1, 658	2, 155, 400	1, 552	2, 017, 600	93. 6	93. 6	1件 1,300円
納	税担当	1, 242	372, 600	1, 088	326, 400	87. 6	87. 6	
	個人市民税納税証明	269	80, 700	256	76, 800	95. 2	95. 2	1件 300円
	法人市民税納税証明	678	203, 400	628	188, 400	92. 6	92. 6	
	固定資産税納税証明	292	87, 600	199	59, 700	68. 2	68. 2	
	軽自動車税納税証明	3	900	5	1, 500	166. 7	166. 7	
	合 計	10, 376	4, 877, 950	9, 683	4, 536, 000	93. 3	93. 0	

6 徴税費の年度別比較

(単位:千円、%)

				1							E 度		(単位:十円、% <i>)</i>			
			_	年 度	1	8	年 5	度	•	1 9	年 月	麦		2 0	年 月	茰
区	分				決 算	額	前年比	構成比	決算	額	前年比	構成比	決 算	額	前年比	構成比
			市	税(1)	27, 539,	890	100. 2		29, 84	2, 772	108. 4		29, 88	36, 868	100. 1	
税	似入客	頁	個人府	民税 (2)	4, 142,	974	107. 4		7, 61	6, 805	183.8		7, 93	36, 509	104. 2	
	計 (3)			31, 682,	864	101.1		37, 45	9, 577	118. 2		37, 82	23, 377	101.0		
		į	基 本	給	300	735	94. 6	31. 2	29	1, 242	96.8	34. 0	2	73, 442	93. 9	32. 1
			者 手	当	195	096	91.4	20. 2	19	8, 709	101.9	23. 2	19	90, 036	95. 6	22. 3
	人		超過!	勤務手当	6.	379	83. 1	0. 7		7, 888	123. 7	0. 9		8, 268	104. 8	1.0
	件 費		税務!	持別手当		286	77.7	0. 0		286	100.0	0.0		349	122. 0	0.0
уш.	貝		その	他の手当	188	431	91. 7	19. 5	19	0, 535	101.1	22. 3	18	31, 419	95. 2	21.3
徴		その	他(共	済費等)	92,	644	90. 6	9. 7	8	8, 598	95. 6	10. 4	{	31, 568	92. 1	9. 7
税			計		588	475	92. 9	61. 1	57	8, 549	98. 3	67. 6	54	45, 046	94. 2	64. 1
費	需	旅	ξ	費		118	75. 6	0. 0		97	82. 2	0.0		92	94. 8	0.0
	用費	そ	0	他	161,	557	98. 8	16. 8	17	0, 865	105.8	20. 0	17	79, 340	105. 0	21. 1
	負		計		161,	675	98. 8	16. 8	17	0, 962	105. 7	20. 0	17	79, 432	105. 0	21. 1
		納期	前納付報	奨金	57,	133	49. 0	5. 9	1	0, 213	17. 9	1. 2		11, 478	112. 4	1.3
		そ	の	他	156	168	108.8	16. 2	9	6, 473	61.8	11. 2	1	15, 182	119. 4	13. 4
		合	計 (4)	963	451	91. 1	100.0	85	6, 197	88. 9	100.0	8	51, 138	99. 4	99. 9
府	民 税	徴収	取 扱	費(5)	300	738	105. 7		48	2, 333	160. 4		48	32, 333	100.0	
	(4)	- (5	5)	(6)	662	713	85. 7		37	3, 864	56. 4		30	68, 805	98. 6	
	入に対		(4)	/(3)		3	. 0%			2	. 3%			2	2. 3%	
徴 税	額の	割合	(6)	/(1)		2	. 4%			1	. 3%			1	. 2%	
稅	台 矛	务	職員	数		70	人			67	人			63	人	

(各年度 課税状況調による)

※ 税率の変遷

(市民税の税歴 1/16)

_			市町村	税税率	道府県	税税率			法人市员	尺税税率		
年 度	賦課期日 申告期	月日 課税標準	均等割	所得割	均等割	所得割	納 期		均等割	所得割	摘	要
	/ 均等割 給与所得		100	個	56 銭		/ 所得金額 100)円に	つき 16個	3円84銭	S24.9.15	
24				個 1F 120 個			人 資本額 100	田に	つき 30個	7 四 20 銠	シャウプ 日本税制 ※素(S.24	
	配当及び利	J子所得 100	円につき	2個	56 銭	i						
25	25. 8. 1 25. 6.1						10月12月 2月		1,200 円	9.7/100	勧告に基づ	
26	26. 4. 1 26. 6.1	10 "	500 円	18/100			7月 8月10月 1		1,200 円	9.7/100	給与所得者 別徴収制度	
27	27. 4. 1 27. 4.3	30 "	500 円	18/100			6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
28	28. 4. 1 28. 4.3	30 "	500 円	18/100			6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
29	29. 1. 1 29. 3.3	31 "	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100	市町村民科 道府県に委 県民税が倉	譲し道府
30	30. 1. 1 30. 3.3	31 "	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
31	31. 1. 1 31. 3.3	31 "	400 円	15/100	100円	5.5 / 100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
32	32. 1. 1 32. 3.3	31 "	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
33	33. 1. 1 33. 3.3	31 "	400 円	18.5 / 100	100円	7.5 / 100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
34	34. 1. 1 34. 3.3	31 "	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100		
35	35. 1. 1 35. 3.3	31 "	400 円	20/100	100円	8/100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治 治省に昇格	
36	36. 1. 1 36. 3.3	31 "	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1	1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法 により 地方 民税) 改正 年度より実	税(特に住 、昭和37

市民税の税歴(2/16)

		昭和37年度	昭和38年	度	昭和3	9年度	昭和40)年度 <u> </u>
賦課	期日·申告期限	37. 1. 1. 37. 3. 20.	38. 1. 1. 3	8. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円	同	左	同	左	同	左
得	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)	同	左	同	左	同	左
控	社会保険料 維 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額	同同	左左	同同	<u>左</u>	同同	<u>左</u> 左
除	医療費	総所得金額の5%を超える金額	同	左	同	左	同	左
-	基礎控除	(限度額は 150,000円) 90,000円	同	左	同	左	同	左
	均等割	400円	同	<u>左</u> 左	同	左左	同	左 左
市	所得割	10 万円以下の金額 2 %	FI 15 万円以下の金		IHJ	<u> </u>	IHI	<u> </u>
11,2)) 1 14- 64	10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 %	15 万円を超える。 40 万円 <i>"</i> 70 万円 <i>"</i>					
民		100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 %	100 万円	6 % 7 % 8 % 9 %	同	左	同	左
税		1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %	600 万円 " 1,000 万円 " 2,000 万円 " 3,000 万円 " 5,000 万円 "	10 % 11 % 12 % 13 % 14 %				
	均等割	100円	同	左	同	左	同	 左
府民	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得						
税	The stands for	が 5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)	同	左	同	左	同	左
税	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円	同	左	同	左	同	左
額.	配当	府民税の所得割から 1,000 円 市民税の所得割から配当所得の	市民税の所得割から					
控		4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%	府民税の所得割から	3% 配当所得の 1.2%		左	同	左
除		課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。	課税所得金額が 1,00 る部分の配当所得及 託の収益の分配金に 記の率の 1/2で控除	00万円を超え び証券投資信 よるものは上				
	摘 要	青色專従者控除 80,000円 白色專従者控除 50,000円	同	左	同	左	市民税所得割の移ら標準税率を制限た。従って標準税率が制限乗じた税率が制限青色専従者控除白色専従者控除	税率に改められ 率に1.5/100 を 税率となる。

市民税の税歴(3/16)

114		<u> 梵(3/16)</u> _{昭和41年度}	昭和4	2年度			昭和43年度
賦制	期日•申告期限	41. 1. 1. 41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	耐鯉	期日•申告期限	43. 1. 1. 43. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	田偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	同	左	所	配偶者及び扶養	10.1.1.1 (10.0 to 10.1 to 10
得	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)	同	左	得	障害者·老年者 寡婦·勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労
控除	社会保険料 推 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額	同同	左 左		生命保険料	学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円 1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額
床	医療費基礎控除	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円) 100,000円	同同	左	- 控		15,000円以下のとさは至額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)
市	均等割所得割	400円 15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 %	同	左		社会保険料	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額
民		40 万円	同	左	除	医療費 基礎控除 均等割	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円) 110,000円 400円
税		250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	je-g	<u> </u>	市	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 %
	均等割	100円	同	左	民		400 万円 " 9%
府民	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ※特別控除の廃止	同	左	税		600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %
税					府民税	均等割 所得割	100 円 150 万円以下の金額 2%
税額	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円	同	左	税額控	配当控除	150 万円を超える金額 4% 市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信
控	配当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2%	同	左	除		託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。
除		課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。			摘	要	青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円
	摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円	○所得税確定申 対しては、市民 務を課さないこ ○市民税の申告 確定申告とあわ 日となった。	税の申告義 ととされた。 期限が所得税 oせて3月15			
			青色専従者控除	120,000円			
			白色専従者控除	₹ 80,000円			

市民税の税歴(4/16)

-114	PUNLVYN	出於(4/16)	BTI See 4 = for over	BTI See 4 o for the	DTI San A or brown
n=4=n	## n . th #+ ###	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
賦課	期日・申告期限 配偶者及び扶養	44. 1. 1. 44. 3. 15. 配偶者控除 100,000円	45. 1. 1. 45. 3. 16. 配偶者控除 110,000円	46. 1. 1. 46. 3. 15.	47. 1. 1. 47. 3. 15. 配偶者控除 140,000円
所	配偶有及の状套	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える	配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える	配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える	配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える
得	障害者·老年者 寡婦·勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 70,000 円 特別障害 90,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000 円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000 円 特別障害 100,000 円 納税者が老年者か募婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000 円 特別障害 110,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000 円 特別障害 120,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円
控	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円	同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左
1	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左
除	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額 (限度 100万円)	同 左
	基礎控除	120,000 円	130,000 円	140,000 円	150,000 円
1	均等割	400 円	同 左	同 左	同 左
市民税	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	同左	同左	同左
府	均等割	100 円	同 左	同 左	同 左
民税	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左
税	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の	同左	同左	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の
額		1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え	, so	- Tames	1.0%
控		る部分の配当所得及び証券投資信			
除		託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。			
摘	要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7 % 府 1.3 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 150,000円	同左	同 左 白色専従者控除 165,000円

市民税の税歴(5/16)

111	民税の税				
n-h-am	tto or other thoras	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
賦課	期日·申告期限	48. 1. 1. 48. 3. 15.	49. 1. 1. 49. 3. 15.	50. 1. 1. 50. 3. 15.	51. 1. 1. 51. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える	扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える	配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える	同 左
得	障害者·老年者 寡婦·勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000 円 特別障害 140,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000 円 特別障害 160,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000 円 特別障害 190,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円	同 左
控	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円	同 左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円	同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同左	同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左
除	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは	同 左	同 左	総所得金額の5%5万円超のとき
	基礎控除	10万円) 超過額 (限度 100万円) 160,000 円	180,000 円	190,000 円	は 5万円) 超過額(限度 200万円) 同 左
	均等割	400 円	同 左	同 左	1,200 円
	均等割 所得割	400円 30万円以下の金額 2%	15 万円以下の金額 2 %	in /L	1,400 1
市民税		30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 10 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	同 左	同 左
府	均等割	100 円	同 左	同 左	300 円
民税	所得割	150 万円以下の金額 2%	同左	同左	同 左
税額控除	配当控除	150 万円を超える金額 4% 市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する	同 左	同 左
摘	要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4 % 府 1.6 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 170,000円	同 左	長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % その他 市 4 % 府 2 % 短期 市 8 % 府 4 %	同 左

市民税の税歴(6/16)

	民税の税	昭和52年度	昭和5	3年度	昭和54年度	昭和55年度
賦課	期日・申告期限	52. 1. 1. 52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.		55. 1. 1. 55. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える	同	左	配偶者控除 210,000円 年齢70才以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える	配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円
得	障害者·老年者 寡婦·勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ180,000円	同	左	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ200,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000 円	同	左	同 左	同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同 左	同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同左	同左
除	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)	同	左	同 左	同 左
	基礎控除	200,000 円	同	左	210,000 円	220,000 円
•	均等割	1,200 円	同	左	同 左	1,500 円
市 民 税 府民税 税	所得割 均等割 所得割 配当控除	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 % 300 円 150 万円以下の金額 2 % 市民税の所得割から配当所得の 2.0%	同同	左 左	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 % 同 左 市民税の所得割から配当所得の 3.0% 3.0% 3.0% 3.0% 3.0% 3.0% 3.0% 3.0%	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 8 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 14 % 500 円 同 左 市民税の所得割から配当所得の 2.0%
額控除		府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期	同	左	府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する	府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期
摘	要	特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短 期 市 8% 府 4%	同	左		○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%

市民税の税歴(7/16)

	59年度
	59. 3. 15.
表人組合答問於 23,0000円 支入配合的目標 差人組合管院 230,000円 支入配合的目標 支入配合的目表人表達除 230,000円 支人提供除 230,000円 支人提供除 230,000円 支人提供除 230,000円 大人提供除 230,000円 大人提供除 230,000円 大人提供股份 230,000円 内心结合 大人工扶養 250,000円 内心结合 大人工扶養 大人工大工大工工工工厂工厂工厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂厂	260,000円
技術語解	
# 大人教養性論 200,000円 同居老領等体表部論 200,000円 同居老領等人表記論 200,000円 同居老領等人表記論 200,000円 同居者等表別 200,000円 同居等別等者記論 200,000円 同居等別等者記論 200,000円 報知 200,000円 報知 200,000円 報知 200,000円 報知 200,000円 報知 200,000円 特別 200,000円 生者者が表別 200,000円 生力 200,000円 生态 200,000円 生态 200,000円 生态 200,000円 生态 200,000円 生态 200,000円 生态 200,000円 日本 20	
原名音・名甲名 物技を入入は比美視鉄に適合名 物技者本人とは洗剤銭に適合名 対いる地合 音通信音・20,000円 同見条係与決験が続待 対いる地合 音通信音 210,000円 対し終力が平均の 対いる地合 音通信音 210,000円 対し終力が平均の 対し終力が平均の 210,000円 対別がある 音通信音 210,000円 対別が 230,000円 対別が 230,000円を起えたらなは 35,000円 日本 対別が 1,000円を起えたらなは 35,000円 日本 対別が 1,000円を起えたらなは 35,000円 日本 同 左 同 左 同 左 同 方	260,000円
防電者・手件名 物質者本人又は快養機能に防富者 前級者本人又は快養機能に防富者 前級者本人又は快養機能に防富者 前級者本人又は快養機能に防富者 前級者本人又は快養機能に防富者 前級者本人又は快養機能に防富者 前級者本人又は特殊機能に防富者 前級者本人又は特殊機能に防富者 前級者本人又は特殊機能に防富者 前級者本人工は特殊 前級者 前級者 前级者 前数数者 前数数者 前数数数数者 前数数数数数数数数数数数数	270,000円
内容を手続き 一部を本人又は決乗機能に同答を おいる場合 かいまない。	
### 20,000 円 特別確定 20,000 円 行政 20,000 円 技術が非常 20,000 円 2	
	扶養親族に障害者
변	
###	40,000 円
学生に終当する場合、それぞれ210,000円 生に被当する場合、それぞれ210,000円 生の機株	60,000 円
生命條例料 15,000円以下から会社会組 15,000円以下から会社会組 15,000円以下から会社会組 15,000円以下から会社会組 15,000円以下 2人名の 10	『夫又は勤労学
生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	含、それぞれ
注)00 円
支払金額の1/2 - 1-2 500 円	
支払金額の1/2 - 1-2 500 円	
校 10,000円を超えたときは 35,000円 70,000円を超えたときは 35,000円 70,000円を超えたときは 35,000円 70,000円を超えたときは 35,000円 11 中間の支払い金数の金額 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 日	左
支払金額の1/4+17,500円 10,000円を組入と含は 33,000円 10,000円を組入と含は 33,000円 10,000円を組入と含は 33,000円 10,000円を組入と含は 33,00円間 左 同 左 回 左 日 日 左 日 日 左 日 日 左 日 日	
社会保験料 1年間の支払小を譲の金銀 同 左 回 左 □ 左 □ 左	
社会保険料 1年間の支払へ金額の全額 同 左 同 左 同 左 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 同 元 回 元 回 元 □ 元	
議議	左
接所得金額の5%(5万円超のとき 同 左 同 左 同 左 同 左 日 260,000 P 日 五 260,000 P 日 五 260,000 P 日 五 260,000 P 日 五 日 五 260,000 P 日 五 日 日	
医療費 は5万円) 超過額(限長 200,00円 同 左 同 左 同 左 200,000円 150 万円 同 左 回 左	左
医療費 は5万円) 超過額(限度 200万円) 同 左 同 左 元 260,000 F 260,000 F 万得割 1,500 F 同 左 回 左	
基礎控験 220,000 円 同 左 同 左 同 左 280,000 円 万字割 1,500 円 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 回 左	左
対等割	
市	
市	左
45 万円	
R	
R	
R	
R	
R	
370 万円	左
表現	_
競	
 税	
2,900 万円	
大学割 500 円 14 % 150 万円以下の金額 2 % 同 左 回 左 回 左	
所	
R	
 税 所得割 150 万円を超える金額 4 % 税 配当控除 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する 療 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○その他 市 4 % 府 4 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を 	左
税 配当控除 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する 長期 (優良住宅地等の造成のための譲渡市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (4,000万円超の部分は市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	左
2%	
顧 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を	
控	+
控	左
下	
長期	
長期	
摘 要	
市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を	
(4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税)	
総合課税)	
 ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を 	
 ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を 	
市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を お 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %	左
(4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を 短期 市 8 % 府 4 %	
市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を	
○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を	
(4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を 短期 市 8% 府 4%	
総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を 短期 市 8 % 府 4 %	
(8,000万円超の部分は3/4を 短期 市 8% 府 4%	
I THE INTERPOLATION	
短期	
市 8% 府 4%	

市民税の税歴(8/16)

賦課		<u> </u>	昭和61年度	昭和62年	度
	期日·申告期限	60. 1. 1. 60. 3. 15.	61. 1. 1. 61. 3. 15.	62.1.1 62.3	3.15
	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円	配偶者控除 260,000円		*******
		老人配偶者控除 270,000円	老人配偶者控除 270,000円		
		扶養控除 260,000円	扶養控除 260,000円	同左	
		7		四 左	
		老人扶養控除 270,000円	老人扶養控除 270,000円		
所		同居老親等扶養控除 310,000円	同居老親等扶養控除 310,000円		
		同居特別障害者控除 300,000円	同居特別障害者控除 300,000円		
	障害者·老年者	納税者本人又は扶養親族に障害者			••••••
	寡婦·勤労学生	がいる場合			
	か州 利 刀丁工				
		特別障害 260,000 円	同 左	同左	
得		老年者か寡婦・寡夫又は勤労学			
		生に該当する場合、それぞれ240,000円			
	生命保険料	15,000円以下 全額			***************************************
		15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円			
		45,000円超70,000円以下 1/4+17500円	同 左	同左	
+vh+				H	
控		70,000円を超えたときは 35,000円			
		個人年金があるとき 個人年金の3,500 円			
		を超える部分を加算(限度3,500円)			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	
除	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同左	同左	
	- P3	総所得金額の5%5万円超のとき	同左	同左	-
	医療費	応月 行 金 額 0 5 m 5 カ 円 旭 0 2 5 1	在 在	上四 左	
		260,000 円	同左	同左	
	基礎控除		-}		
	均等割	2,000 円	同 左	同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 %			
市		20 万円を超える金額 3 %			
		45 万円 " 4 %			
		70万円 " 5%			
			The state of the s		
		120 万円 " 7 %			
民		220 万円 〃 8 %	同 左	同左	
		370 万円 〃 9 %			
		570 万円 " 10 %			
		950 万円 " 11 %			
124					
税		1,900 万円 〃 12 %			
		2,900 万円 " 13 %			
		4,900 万円 " 14%			
府	均等割	700 円	同 左	同 左	
					•••••
戊		150 万円以下の金額 2%	同 左	同左	
	所得割		同 左	同 左	
税	所得割 配当控除	150 万円を超える金額 4%	同 左	同 左	
税	所得割 配当控除	150 万円を超える金額 4% 市民税の所得割から配当所得の	同 左	同 左	
税 税	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2%			
税 税	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の	同 左 同 左	同 左 同 左	
税 税 額	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8%			
税 税 額	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の			***************************************
税 税 額	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8%			***************************************
税 税額 控	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え			
税 税額 控	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する			***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する	同左	同 左	************
税 税 額 控	***************************************	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための	同 左	************
税税额控除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 %	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための 市 4% 府 2%	同左	***************************************
税税额控除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための	同左	**********
税税额控除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 %	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための 市 4% 府 2%	同左	**********
税税额控除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための 市 4% 府 2%	同 左 譲渡	***************************************
税税额控除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡	同 左 譲渡	***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 %	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2%	同 左 競渡 存 2.5 %)	************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡	同 左 競渡 存 2.5 %)	***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市5%	同 左 競渡 存 2.5 %)	
民税税 額 控 除 摘	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2%	同 左 競渡 存 2.5 %)	
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市5%	同 左 譲渡 存 2.5 %)	***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市5 % 府2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府2 %) ○その他 市8 % 府4 % (4,000円超の部分は1/2 を	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5%	同 左 譲渡 存 2.5 %)	***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合	同 左 譲渡 存 2.5 %)	
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市5 % 府2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府2 %) ○その他 市8 % 府4 % (4,000円超の部分は1/2 を	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5%	同 左 譲渡 存 2.5 %)	
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合	同 左 譲渡 存 2.5 %)	***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合	同 左 譲渡 存 2.5 %)	***************************************
税 税 額 控 除	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合	同 左 譲渡 存 2.5 %)	************
脱 額 空 涂	配当控除	150 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税)	同 左 長期 ○優良住宅地等の造成のための市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 所 ○特定市街化区域農地等の譲渡市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合	同 左 譲渡 存 2.5 %)	***************************************

市民税の税歴(9/16)

111	民税の移			To Do feeded
田金佳田	期日・申告期限	昭和63年度 63. 1. 1. 63. 3. 15.	平成元年度 63. 1. 1. 元. 3. 15.	平成2年度 2. 1. 1. 2. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円	63. 1. 1. 元. 3. 15. 同 左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人·特定扶養控除 350,000円
	配偶者特別控除 A 給与所得	同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円 ○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし 140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33	同 左	同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円 ○配偶者控除あり 300,000 - (A × 30 / 35) ○配偶者控除なし 300,000-{(A-350,000)×30/35}
得		合計所得金額は 800万円以下が対象 納税者本人又は扶養親族に障害者が	納税者本人又は扶養親族に障害者が	合計所得金額は1,000万円以下が対象
控	原告日・七十日 寡婦(夫)・勤 労学生	いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円	対抗日本人文は伏養税族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円	普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円
除	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)	同 左	同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)	同左	同左
	基礎控除	280,000 円	同 左	300,000 円
市	均等割	2,000 円	同左	同左
民税	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 260 万円 " 8 % 460 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 %	120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 " 11 %	同 左
府	均等割	700 円	同 左	同 左
民税	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 " 3 % 260 万円を超える金額 4 %	500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %	同 左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。	同 左	同 左
摘	要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区城農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 経短期 市 11% 府 4% 総合課稅 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか多い方株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後を超える金額)

市民税の税歴(10/16)

		平成3年度	平成4		平成:	5年度	平成	6年度
(課	期日・申告期限	H3. 1. 1. H3. 3.15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
	配偶者及び扶養	配偶者·扶養控除 310,000円						
		老人配偶者·老人·特定扶養控除 360,000円	同	左	同	左	同	左
		同居老親等扶養控除 430,000円					(老人•特定扶	養控除
		同居特別障害者控除 520,000円						390,000
ŕ	配偶者特别挖除	○配偶者控除あり	-					
	中国国一日 10 0011 下区	50,000 円未満 310,000円						
		50,000 円以上 100,000円未満 300,000円	_					
		100,000 円以上 300,000 - (A - 50,000)	同	左	同	左	同	左
		○配偶者控除なし						
		400,000 円未満 310,000円						
		400,000 円以上 450,000円未満 300,000円						
	A 配偶者の合計	450,000 円以上 300,000 - (A - 50,000)						
	所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象						
	障害者·老年者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円					İ	
	寡婦(夫)・勤	特別障害 280,000 円	同	左	同	左	同	左
			le1	4.	[H]	7	[FI	4.
	労学生	老年者控除 480,000 円						
		特別寡婦 300,000 円						
	生命保険料	15,000円以下のときは全額						
		15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円	同	左	同	左	同	左
		40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円						
		70,000円を超えたときは35,000円						
		個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)						
,	損害保険料	長期	·		<u> </u>			
	以口小伙们	5,000円以下のときは全額						
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	□	+-	⊏	+	□	+-
		5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円	同	左	同	左	同	左
		15,000円を超えたときは10,000円						
		短期						
		1,000円以下のときは全額						
		1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円						
		3,000円を超えたときは2,000円						
		両方あるときは合計額(限度額 10,000円)						
,	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得	同	左	同	左	同	左
	担制 加亚	金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円	1		1 ' '	71	[H]	7
,	AL A /FIRAJel	<u> </u>		·字社も対象	~~~~~~~	<i>-</i>		-
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左	同	左
,	雑 損	総所得金額の10% を超える金額	同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額	同	左	同	左	同	左
		(限度額は、2,000,000円)						
	基礎控除	310,000 円	同	左	同	左	同	左
	均等割	2,000 円	同	左	同	左	同	左
	所得割	160 万円以下の金額 3 %						
		160 万円を超える金額 8 %	同	左	同	左	同	左
		550 万円 " 11 %	1-4		1.4	4	15-5	4
	 佐金	700円	同	+-	同	左	同	左
	均等割	700 円	[FI]	左	[F]	工	[FJ	工
		A der	_	,	_	,	_	
	所得割	550 万円以下の金額 2 %	同	左	同	左	同	左
		550 万円を超える金額 4 %						
1	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2%						
		府民税の所得割から配当所得の0.8%	同	左	同	左	同	左
		課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率						
		の1/2 で控除する。						
育	要	長期					<u> </u>	······
비	女							
		○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2%						
		○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 %	_		_	ž.	_	
		(4,000万円超の部分は、市 5 % 府 2 %)	同	左	同	左	同	左
		○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 %						
		(4,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%)						
		○その他 市 4 % 府 2 %						
		(4,000万円超の部分は、市 5.5% 府 2%)	○優良住	を批等の	○特定市行	折化区域	○その他	
		短期 市 8% 府 4%	1	めの譲渡	農地等の		市6% 星	± 2 n/
							по% Я	y 5 %
		超短期 市 11% 府 4% 又は	市 3.4 %	肘 1.6 %	巾 5.8 %	府 2.2 %		
		総合課税 120/100 のいずれか 多い方						
		株式等 市 4 % 府 2 %					□平成6年度	限り所得割
								170 Hr 2 2
							20 %(20 万円	限度 を測
							20 %(20 万円 税	限度) を測
								限度) を調

市民税の税歴(11/16)

111	<u> </u>	7/2 (11 ∕ 16) — _{平成7年度}	平成8年度	平成9年度
賦課	期目・申告期限	+ 所7年度 H7. 1. 1. H7. 3. 15.	平成8年度 H 8. 1. 1. H 8. 3. 15.	平成9年及 H 9. 1. 1. H 9. 3. 17.
火叶八八木		日7. 1. 1. 日7. 3. 15. 日7.	110. 1. 1. 110. J. 1J.	11 3. 1. 1. 11 7. 3. 11.
	品图有及UNA	老人配偶者·老人扶養控除 380,000円		
		特定扶養控除 410,000円	同 左	同 左
		同居老親等扶養控除 450,000円	IN 4	15, 4
		同居特別障害者控除 540,000円		
所		1471 1471 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14		
121	配偶者特別控除	○配偶者控除あり	○配偶者控除あり	
	DE 1 1 1 1 1 1 1 1 1	50,000 円未満 330,000円	100,000円未満 330,000円	
		50,000 円以上 100,000円未満 300,000円	100,000円以上330,000-(A-50,000)	
		100,000 円以上 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除なし	同 左
		○配偶者控除なし	450,000 円未満 330,000円	
		400,000 円未満 330,000円	450,000 円以上 750,000円未満	
		400,000 円以上 450,000円未満 300,000円	380,000-(A-380,000)	
		450,000 円以上 300,000 - (A - 50,000)	750,000円以上 760,000円未満	
			30,000円	
	A 配偶者の合計	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象	納税者の合計所得金額は、	
	所得金額		1,000 万円以下が対象	
得				
	障害者·老年者	普通障害·寡婦(夫)·勤労学生 260,000 円		
	寡婦(夫)・勤	特別障害 280,000 円	同 左	同 左
	労学生	老年者控除 480,000 円		
		特別寡婦 300,000 円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額		
		15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円		
		40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円	同 左	同 左
		70,000円を超えたときは35,000円		
		個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		
控	損害保険料	長期		
		5,000円以下のときは全額		
		5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円		
		15,000円を超えたときは10,000円		
		短期	同 左	同 左
		1,000円以下のときは全額		
		1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円		
		3,000円を超えたときは2,000円		
		両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は	同 左	同 左
		総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		
除				
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額	同左	同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額	同 左	同 左
		(限度額は、2,000,000円)		
	基礎控除	330,000 円	同 左	同左
市	均等割	2,000 円	2,500 円	同 左
民	所得割	200 万円以下の金額 3 %		200 万円 以下の金額 3%
税		200 万円を超える金額 8 %	同 左	200 万円 を超える金額 8%
	[L. feder et e.]	700 万円 " 11 %	1 000 H	700万円 " 12%
府	均等割	700 円	1,000 円	同 左
民	GC48 454	700 TUNTO A 45		700 TH NT
税	所得割	700 万円以下の金額 2 %	同 左	700 万円 以下の金額 2%
T)1	표기가 누하죠^	700 万円を超える金額 4 %		700 万円 を超える金額 3%
税	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2%		E +
額		府民税の所得割から配当所得の0.8%	同 左	同 左
控		課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2		
除熔	要	で控除する。		
摘	安	○原自仕字地等の生成のための禁止		
		○優良住宅地等の造成のための譲渡市 3.4 % 府 1.6 %		
		□ 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 %	同 左	□ <i>+</i>
		}	四 生	同 左
		(6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %)		
		○その他 市6% 府 3%	() Z-D/th	○2.0/H
		短期 末 ♀ ♥ ロ 4 ♥	○その他	○その他
		短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は	4,000万円以下 市 5.5% - 府 2 %	4,000万円以下
		超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方	市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える	市 4% 府 2%
		株式等 市4% 府2%	4,000万円超える 市 6% 府 3%	4,000万円超える
		7/NナVザ 1 1 生 /0 / Y]	III 0 /0 기기 5 /0	8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 %
			□平成8年度限り所得割の15%	巾 5.5 % 村 2 % 8,000万円超える
		□平成7年度限9所得割の15 %(2万円限度) を減税		
		山下水・十次 以ソ刀 付割り110 M(4刀 円)収及) を傾忧	(2万円限度)を減税	市 6% 府 3%

市民税の税歴(12/16)

111	<u> </u>	<u> </u>	平成11年度
賦課	期日·申告期限	H10. 1. 1. H10. 3. 16.	H11. 1. 1. H11. 3. 15.
дачил		配偶者•扶養控除 330,000円	配偶者•扶養控除 330,000円
	101171500000	老人配偶者・老人扶養控除 380,000円	老人配偶者•老人扶養控除 380,000円
		特定扶養控除 410,000円	特定扶養控除 430,000円
		同居老親等扶養控除 450,000円	同居老親等扶養控除 450,000円
		同居特別障害者控除 540,000円	同居特別障害者控除 560,000円
所		, , , ,	1701 1707 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり	
		100,000 円未満 330,000円	
		100,000 円以上 330,000 - (A - 50,000)	
		○配偶者控除なし	同左
			四 生
		450,000 円未満 330,000円	
		450,000 円以上 750,000円未満	
		380,000 — (A — 380,000)	
	4 町畑老の入引	750,000 円以上 760,000円未満 30,000円	
	A 配偶者の合計		
	所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象	
得	障害者•老年者	普通障害·寡婦(夫)·勤労学生 260,000 円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円
	寡婦(夫)・勤	特別障害 280,000 円	特別障害 300,000 円
	労学生	老年者控除 480,000 円	老年者控除 480,000 円
		特別寡婦 300,000 円	特別寡婦 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額	
		15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円	
		40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円	同左
		70,000円を超えたときは35,000円	
		個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)	
	損害保険料	長期	
控		5,000円以下のときは全額	
		5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円	
		15,000円を超えたときは10,000円	
		短期	同 左
		1,000円以下のときは全額	
		1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円	
		3,000円を超えたときは2,000円	
		両方あるときは、合計額 (限度額 10,000 円)	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は	同左
77.		総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円	
除	+1 A /II PA/N	1 F B 0 + 41) . A 65 0 A 65	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額 総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額	同左
	医療費	総所停金額の 5% (10 万円超のとさは10万円) 超週額 (限度額は、2,000,000 円)	
	++* 7.8±+m-17人		同 左
+	基礎控除	330,000 円	同 左
市民	均等割	2,500 円 200 万円以下の会類 3 %	同 左 200 天田以下の会類 2.0
民	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 %	200 万円以下の金額 3 %
税			200 万円を超える金額 8 % 700 万円 " 10 %
应	均等割	700 万円 " 11 % 1,000 円	
府	均爭制	1,000 円	同 左
民税	所得割	700 万円以下の金額 2 %	700 万円以下の金額 2 %
化化	万11年刊	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %	
稻	配当控除	700 万円を超える金額 4 % 市民税の所得割から配当所得の 2 %	700 万円を超える金額 3 %
税	11.11 11.11 11.11	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8%	同左
額控			旧 左
控除		球枕所侍金額か 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で 控除する。	
) 病	要	長期	
1向	女	反別 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 %	
		○ ○ ○	
		(6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %)	同左
		(6,000万円煌の部分は、II 3.4 % 府 1.6 %) ○その他	PI Æ
		4,000万円以下 市4% 府2%	
		4,000万円50下 用 4 % 府 2 % 4,000万円を超之 8,000万円以下 市 5.5% 府 2 %	
		4,000万円を超える,000万円以下 10 5.5% 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 %	
		○短期 市8% 府4%	
		○超短期 市 11% 府 4% 又は	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止
		総合課税 120 / 100 のいずれか多い方	
		○株式等 市 4 % 府 2 %	
		□平成10年度限り	□平成11年度特別減税
		納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税	所得割の15%(4万円限度)を減税
		WALDRING TITOGOLD TO BE TO THE TANK THE CONTROL OF THE TANK OF THE	17 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T

市民税の税歴(13/16)

111	氏税の税	歴(13/16)	W-24.0F#	Troba Africk
H-21- 45 H1	钳口.由生物四	平成12年度	平成13年度	平成14年度
賦課	期日・申告期限	H12. 1. 1. H12. 3. 15.	H13. 1. 1 H13. 3. 15	H14. 1. 1 H14. 3. 15
	配偶者及び扶養	配偶者·扶養控除 330,000円 老人配偶者·老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円	同左	同左
所	A 配偶者の合計	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円	同左	同左
得	所得金額 障害者·老年者 寡婦(夫)·勤 労学生	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象 普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同左	同左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)	同左	同左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円	同左	同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同左	同左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額	同左	同左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)	同左	同左
	基礎控除	330,000 円	同左	同左
市	均等割	2,500 円	同左	同左
民税	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %	同左	同左
府	均等割	1,000 円	同左	同左
民税	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %	同左	同左
税	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8%		
額控		外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託	同左	同左
除		市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		
摘	要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %)	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %)	同左
		 ○その他 市4%府2% ○短期 市8%府4% ○超短期 市11%府4%又は 総合課税120/100のいずれか多い方 ○休式等 市4%府2% 	○その他 市4%府2% ○短期 市9%府3%又は 総合課税110/100のいずれか多い方 ○株式等 市4%府2%	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割
		□定率控除 所得割額の15%(40,000円限度額)	□定率控除 所得割額の15%(40,000円限度額)	35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/16)

114	T(1)[10 2 1)	2歴 (14/16) _{平成15年度}	平成16年度	平成17年度
賦課	期日·申告期限	平成15年度 H15. 1. 1 H15. 3. 17	平成10年度 H16. 1. 1 H16. 3. 15	<u> </u>
		配偶者·扶養控除 330,000円 老人配偶者·老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円	同左	同左
所	配偶者特別控除 A 配偶者の合計	100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000ー(A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000ー(A - 380,000 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円	同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
得	所得金額 障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象 普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)	同左	同左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額限度額 10,000 円)	同左	同左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円	同左	同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同左	同左
	雑 損 医療費	総所得金額の10% を超える金額 総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額	同左	同左同左
	基礎控除	(限度額は、2,000,000円) 330,000円	同左	同左
市	女 数 等割	2,500 円	3,000 円	同左
民税	所得割	200万円以下の金額 3 % 200万円超 700万円以下 8 % 700万円を超える金額 10 %	同左	同左
府	均等割	1,000 円	同左	同左
民税	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %	同左	同左
税額控	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税0.4% 外貨建等証券投資信託	同左	同左
除		市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率 の 1/2 で控除する。		
摘	要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課稅限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割	○株式等 市2%府1%(上場分) 市4%府2%(未公開分) ○非課税限度額 ・均等割35万円×家族数+加算22万円 ・所得割35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1%(上場分) 市 3.4% 府 1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)

市民税の税歴(15/16)

111	レヘイグにマノイグ	<u> 2 性 (15 / 16)</u>	平成19年度
賦課	期日・申告期限	H18. 1. 1. H18. 3. 15.	H19. 1. 1. H19. 3. 15.
увуц ж		配偶者·扶養控除 330,000円 老人配偶者·老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円	1110. 1. 1. 1110. 0. 10.
所		同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円	同 左
		○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円	同左
得	所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象	
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害·寡婦(夫)·勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円	同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円	同 左
除	寄附金	両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円) 地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円	同左
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額	同 左 同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)	同 左
	基礎控除	330,000 円	同 左
市	均等割	3,000 円	同 左
民税	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %	6 %(一律)
府	均等割	1,000 円	同 左
民 税	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %	4%(一律)
税額	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外
控控		市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託	市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託
除		市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率 の 1/2 で控除する。	市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控修する。
摘	要	長期 (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) (700 市3.4% 府1.6% 府1.6%) (20,0% 府1.0% (上場分)) (20,0% 府1.6% (非公開分)	所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止
		 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止 	 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用

市民税の税歴(16/16)

		北陸(16/16)	77 =	too 年 庄
11計画	期日・申告期限	平成20年度 H20. 1. 1. H20. 3. 17.	平 _角 H21. 1. 1.	<u> </u>
则以课		H20. 1. 1. H20. 3.17. 配偶者·扶養控除 330,000円	П41. 1. 1.	п∠∪. 5. 10.
	配偶有及い大変			
		老人配偶者•老人扶養控除 380,000円		4-
		特定扶養控除 450,000円	同	左
		同居老親等扶養控除 450,000円		
		同居特別障害者控除 560,000円		
所		同居特別障害者老人控除 610,000円		
		同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし		
		450,000 円未満 330,000円		
		450,000 円以上 750,000円未満	同	左
		380,000 - (A - 380,000)		
	A 配偶者の合計	750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		
	所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		
得				
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円	同	左
	寡婦(夫)	特別障害 300,000 円		
	勤労学生	特別寡婦 300,000 円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額		
		15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円		
		40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円	同	左
		70,000円を超えたときは35,000円		
		個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		
控	地震保険料	旧長期損害保険料		
1 -		5,000円以下のときは全額		
		5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円		
		15,000円を超えたときは10,000円	同	左
		地震保険料	6.4	
		50,000円以下 1/2		
		50,000円を超えたときは25,000円		
		あり、000円を超えたとさば25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000 円)		
17/	中ル人	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は	元/担力が収入し、	の税額控除へ変更
除	寄附金		別 付 控 除 か ・	5. 机银控体个发史
	41 A /12 PA (e)	総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		<i>L</i>
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額	同	左
		(限度額は、2,000,000円)		
ļ	基礎控除	330,000 円	同	左
~\/	市民税均等割	3,000 円	-	
税	市民税所得割	6 % (一律)	同	左
率	府民税均等割	1,000 円		
		4.0// (件)	-	
	府民税所得割	4%(一律)		
1	配当控除	利益の配当等		
-01	·	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 %		
税	·	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外		
	·	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 %	同	左
税額	·	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託	同	左
額	·	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 %	同	左
	·	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で	同	左
額控	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。	同	左
額 控 除	配当控除住宅借入金等	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の		
額 控 除	配当控除 住宅借入金等 特別控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から	同	左
額 控 除	配当控除住宅借入金等	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の		
額 控 除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除)	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から		
額 控 除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から	同地方公共団体、大阪府共同募	左 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
額 控 除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除)	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から	同地方公共団体、大阪府共同募	左
額 控 除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除)	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から	同地方公共団体、大阪府共同募	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額 控 除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課稅所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課稅所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 %	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %)	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ・ 「役別の減額措置 長期 ・ 「優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ 「居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 %	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得稅に係る住宅借入金等特別稅額控除額と稅源移譲前の 税率で算出した前年分の所得稅額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得稅額を差し引いた金額 税源移譲後の所得稅額を差し引いた金額 税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置 長期 〇優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 %	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金	左 「金会、日本赤十字社大阪支部に とについて、総所得金額等の30%
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置 長期 〇優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 %	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ・ (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ (7.00 で 下 1.8 % 府2.0 %) ・ (8.00 下 1.8 % 府3.6 %) ・ (8.00 下 1.8 % 府3.6 %)	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置 長期 〇優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 %	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲と伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ・市5.4 % 府3.6 % ・市1.8 % 府1.2 % (上場分) ・市3.0 % 府2.0 % (非公開分)	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ・ (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・ (7.00 で 下 1.8 % 府2.0 %) ・ (8.00 下 1.8 % 府3.6 %) ・ (8.00 下 1.8 % 府3.6 %)	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ・均等額 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ・方.4 % 府3.6 % ・村3.0 % 府2.0 % ・村3.0 % 府2.0 % ・対等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除
額控除	配当控除 住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除) 寄附金税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。 所得稅に係る住宅借入金等特別稅額控除額と稅源移譲前の稅率で算出した前年分の所得稅額の少ない方の金額から稅源移譲後の所得稅額を差し引いた金額 税源移譲後の所得稅額を差し引いた金額 税源移譲後の所得稅額を差し引いた金額 ・均等額 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○年3.0 % 府2.0 % ○本3.0 % 府2.0 %	同 地方公共団体、大阪府共同募 対する5,000円を超える寄附金 を控除対象限度額として算出	左 を会、日本赤十字社大阪支部に はついて、総所得金額等の30% 税額から控除

諸税の税歴(1/7)

諸税(/) 板	1	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税割	9. 7/100	同左	同左	同左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
法人物等割民税	1, 200円	1, 800円	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 "貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 "貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 "貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税	11/100	12/100	13. 4/100	15/100	同左
固定資産税	1. 4/100	同左	同左	同左	同左
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同左
都市計画税	0. 2/100	同左	同左	同左	同左

諸税の税歴(2/7)

	<u> </u>	<u>パ企(2/ イ)</u> 昭和41年度	昭和42~43年度	昭和44~47年度	昭和48年度	昭和49年度
法	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10. 7 / 100	同 左	9. 1 / 100	14.5 / 100 (5月 1日以降に終了 する事業年度から適用)
人市	法人均等割	1, 800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同左	同左	同左
軽自!	動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 "貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同左	同左	同左	同左
市たり	ばこ消費税	18. 1/100	同左	同左	同 左	同 左
固定	資産税	1. 4/100	同左	1. 4/100 (免税額) 土地 8万 家屋 5万 償却資産30万	同 左	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万
電気	税・ガス税	7/100	同左	同左	6 / 100 (10 月 1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10 月 1日以降の 検針分から適用)
特別:	土地保有税				保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左
都市	計画税	0. 2/100	同左	同左	同左	同 左

諸税の税歴(3/7)

ИД	税の税	L <u>性(3/7)</u> 昭和50年度	昭和51年	度	昭和52	2年度	昭和5	3年度
	法人税割	14. 5/100	同	左	同	左	同	左
法		○資本金1千万円以下 2,400円	○資本金1億円超 従業員数100人超	· 24, 000円	○資本金1億P 従業員数100		○資本金50億 従業員数100	
人		○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人以		○資本金1億円 従業員数10]超	○資本金10億 従業員数100	円超50億円以下
市	法人均等割		1	至 2,000円 7,200円	○資本金1千万 1億円以下	所超 24,000円 8,000円	○資本金10億 従業員数100 ○資本金1億円	人以下 80, 000円
民	仏八切寺 司		<u> </u>	7, 200	O-CV/IE	8, 000	従業員数100	
税							○その他	24,000円 8,000円
	1	原動機付自転車 50cc以下 500 円 90 " 800 円 125 " 1,000 円	原動機付自転車 50cc以下 90 " 125 " 軽自動車	650 円 1,000 円 1,300 円				
軽自!	動車税	軽自動車 2輪のもの 1,500 円 3輪のもの 2,000 円 4輪の乗用 4,500 円 n 貨物 2,500 円	2輪のもの 3輪のもの 4輪の営業用貨物 "自家用貨物 "営業用乗用 "自家用乗用	2,000 円 2,600 円 2,900 円 3,300 円 5,200 円	同	左	同	左
		2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 農業作業用 そ の 他	3,300 円 1,300 円 3,900 円				
市たり	ばこ消費税	18. 1/100	同	左	同	左	同	左
固定	資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万	同	左	同	左	同	左
電気	税	5/100 (1月1日以降の検針分より適 用)	同	左	同	左	同	左
ガス種	Я́	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日 検針分より2/100	日以降の	2/1	00	同	左
特別	土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同	左	同	左	同	左
都市	計画税	0. 2/100	同	左	同	左	0. 3∕	/100

諸税の税歴(4/7)

:	昭和54~55年度	昭和56~57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税割	14. 5/100	14.7/100 (昭和56年8月1 日以降に終了す る事業年度より適 用)	同 左	同 左	同左
法 人 市 民 税	 ○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円 	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円起1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人起 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人起 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 3,650 円 小型特殊自動車 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	ミニカー 2,500円 同 左
市たばこ消費税	18. 1/100	同左	同 左	同 左	従価割 14.3/100 従量割 1000本につき 350円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	同左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同左	同 左	同 左	同左
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	同左
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同左

諸税の税歴(5/7)

НН	<i> </i>	が至(O/ イ) 昭和61~63年度	平成元~	~2年度	平成3	年度	平成4~	~5年度
	法人税割	14. 7/100	同	左	同	左	同	左
法 人 市 民 税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円	同	左	同	左	币	左
軽自則	動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 4,000 円 小型特殊自動車 長業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同	左	同	左	甲	左
(平成	ばこ消費税 元年度より ばこ税)		1,000 本につき ただし、旧三級占 たばこは 1,000z	品の紙巻	同	左	同	左
固定資	資産税	1.4/100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万	同	左	1.4 / 1 (免税額) 土 地 家 屋 償却資産	00 30万 20万 150万	同	左
電気和	兑	5/100	廃	此		_		
ガス移	Ź	2/100	廃	止				
特別:	土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100	同	左	同	左	取得分	1. 4/100 3 /100 1. 4/100
都市記	計画税	0. 3/100	同	左	同	左	同	左

諸税の税歴(6/7)

HE YOU'S YOU	<u> </u>	平成9~10年度 平成11~14年度			
法人税割	14. 7/100	同 左	同 左		
法 人 市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人起 144,000円	同 左	同左		
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 "自家用貨物 4,000 円 "営業用乗用 5,500 円 "自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左		
市たばこ税	1,000 本につき 1,997 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき948円	1,000 本につき 2,434 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円	1,000 本につき 2,668 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000 本につき1,266円		
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左		
特別土地保有税	保 有 分 1.4/100 取 得 分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左		
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左		

諸税の税歴(7/7)

РН	<u> </u>	<u> </u>	度 平成16年度		平成17年度		平成18年度	平成19~21年度	
	法人税割	14. 7/100	同	左	同	左	同 左	同 左	
法 人 市 民 税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人起 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人起 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同	左	同	左	同左	同 左	
軽自	動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 営業用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 4,000 円 小型特殊自動車 4,000 円 小型特殊自動車 4,000 円	同	左	同	左	同 左	同 左	
市た	ばこ税	1,000 本につき 2,668 円 (7月1日から 2,977 円) ただし、旧三級品の紙巻たば こは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	1,000 本につき ただし、旧三級 ば こは1,000本に・	品の紙巻た	同	左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ば こは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙巻た ば こは1,000本につき1,564円	
固定	資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同	左	同	左	同 左	同 左	
特別	土地保有税	平成15年度より課税停止	同	左	同	左	同 左	同 左	
都市	計画税	0. 3/100	同	左	同	左	同 左	同 左	
入	湯税				1人1日	150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	

市 税 概 要 (平成21年度版)

平成22年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)

内線2222